

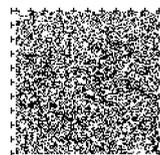
和歌山県地域福祉推進計画

〈改定版〉

「支援を必要としている住民を、決して見逃さない。」



和歌山県



ごあいさつ



我が国では、少子・高齢化が急速に進み、現在、和歌山県では県民の4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。さらに10年後には、およそ3人に1人が高齢者になると見込まれています。

また、本県の面積の大部分を占める山間地域では、若年層の流出による過疎・高齢化に一層の拍車がかかるとともに、都市部においても、住民と地域社会との関わりが薄れていくなど、「地域の力」が脆弱化してきています。

このような状況の中、不況に伴う生活への不安、社会的孤立や自殺の問題など、既存の福祉制度では十分に対応できない様々な課題が増加しています。

こうしたことに的確に対応するため、この度、和歌山県地域福祉推進計画を改定し、地域福祉の一層の推進を図っていくこととしました。

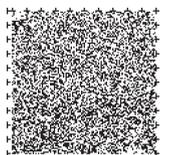
本県では、これまでも「支え合いのふるさとづくり」に向けて様々な施策を進めてきましたが、平成22年1月から、新たに、お互いに見守り・支え合える地域づくりに向けて、地域見守り協力員制度をスタートさせたところです。

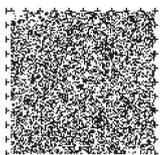
改定後の当計画では、「新しい支え合いネットワークの構築推進」、「地域福祉推進体制の整備」、「市町村地域福祉計画の策定支援」の3項目を重点事項とし、それらを着実に推進し、「地域の住民の支え合う力」を高めていくため、県民の皆様、地域で活動しているあらゆる組織や市町村と相携え、積極的に取り組んでまいりますので、より一層の御理解と御協力をお願いいたします。

最後になりましたが、当計画の策定に当たりまして、熱心な御審議を賜りました和歌山県地域福祉推進委員会委員の皆様にご心からお礼を申し上げます。

平成22年3月

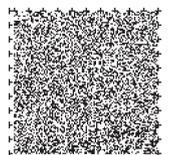
和歌山県知事 仁 坂 吉 伸





地域福祉とは

- わが国の少子・高齢化は世界に例をみない速さで進行している中、和歌山県においても、65歳以上の高齢人口比率は25.9%（平成21年3月31日現在）となり、近畿府県内では1番目、全国でも8番目の高さであり、今後さらに高齢化は進行するものと見込まれています。
- また、社会経済構造の変化や価値観の多様化等に伴い、核家族や高齢者世帯の増加、都市部への人口集中による地方の過疎化、さらに個人主義的傾向の強まり等により、これまでの「お互いさま」といったご近所の支え合い機能が低下してきています。
- このような変化が背景となり、子どもや高齢者などに対する虐待、高齢者や障害のある人などを狙った悪徳商法や詐欺の横行、ひきこもりや不登校、さらに高齢者の孤立死等、私たちが生活する地域社会において、様々な社会問題が増加しています。
- 福祉制度の分野においては、これまでは施設を中心とした福祉施策が進められてきましたが、介護保険制度や障害者自立支援法の施行など、地域における個人の自立した生活を支援するということが、近年の福祉施策の基本的な方向となっています。
- 地域を取り巻く環境が変化する中で、住民の生活を支援するためには、公的な福祉サービスの充実整備は欠かすことができません。
しかしながら、高齢者世帯や障害者世帯における日常のゴミ出しや電球交換、要介護の親と障害のある子どもといった複数の課題がある世帯への支援、あるいは福祉制度の谷間にある問題等、地域には多様な生活課題が存在しており、それらすべてを公的な福祉サービスだけで対応することはできないことも事実です。
- このような既存の福祉サービスや仕組みでは対応することができない地域の課題に対して、住民、地域で活動している多様な組織、行政が連携して、解決に向けて取り組むことにより、誰もが安心して自分らしい生活を送ることができる地域を創りあげていく、そのような考え方、あるいは取組が「**地域福祉**」です。
- 地域福祉においては、個人の努力や家族で支え合う「自助」だけでは解決することが困難なことについて、地域で助け合う「共助」と行政が提供する公的援助「公助」が相まって働く仕組み、体制であることが大切です。
- 和歌山県では、「支援を必要としている住民を、決して見逃さない。」という目標のもと、役割を明確にした連携の仕組みを構築することにより地域を支えていく、地域福祉「新しい支え合い」の構築を推進します。



和歌山県地域福祉推進計画

目次

第1章 計画の趣旨

1 計画改定の趣旨	1
2 計画の位置付け・性格	1
3 計画の期間	1

第2章 地域を取り巻く環境

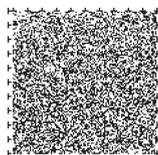
1 本格的な少子・高齢社会の到来	3
2 家族・地域における「支え合い」機能の低下	5
3 「地域での自立支援」がキーワードとなった福祉制度	7
4 地域に存在する多様な生活課題	8
5 多様化する地域福祉の担い手	9

第3章 計画の基本方向

1 計画の理念	10
2 計画の重点事項	10

第4章 「新しい支え合い」ネットワークの構築推進

1 「新しい支え合い」ネットワーク	12
2 住民、地域で活動する多様な組織、行政の役割	14
3 小地域を基盤とした地域福祉活動事例	18



第5章 地域福祉推進体制の整備

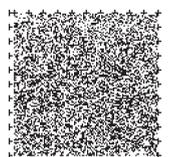
1 施策体系	21
2 人権を尊重した地域福祉の推進	22
3 「支え合い」促進のための体制づくり	23
4 地域福祉施策の推進	27
5 福祉を支える人材の確保と資質の向上	30
6 社会福祉事業の健全な発達のための基盤整備	31
7 関連計画及び関連方針との連携	32

第6章 市町村地域福祉計画の策定支援（ガイドライン）

1 計画策定の基本的留意事項	34
2 地域福祉計画の策定手順	38
3 地域福祉計画の構成（盛り込む事項の例示）	39
4 地域福祉計画の策定事例	41

参考資料

1 社会福祉法〈一部抜粋〉	43
2 用語の解説	44
3 和歌山県地域福祉推進委員会委員名簿	48
4 和歌山県地域福祉推進委員会設置要綱	49



第1章 計画の趣旨

1 計画改定の趣旨

和歌山県地域福祉推進計画は、2005（平成17）年3月に「支え合いのふるさとづくり」の推進をめざして策定されました。これまで計画期間の5年が経過する間、少子・高齢化の急速な進行をはじめ、社会情勢の様々な変化等により、私たちが生活している地域社会を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。

子どもや高齢者などに対する虐待、高齢者や障害のある人などを狙った悪徳商法や詐欺、ひきこもりや不登校、さらには孤立死や自殺等、多くの社会問題が増加するとともに、過疎・高齢化の進行に伴い集落で共同して行ってきた冠婚葬祭等が困難になるなど、コミュニティの維持そのものが課題となっている地域も増加しています。

このような状況の中、地域において誰もが安心して自分らしい生活を送るためには、地域福祉の一層の推進を図っていく必要があります。

この度、これまでの「支え合いのふるさとづくり」を充実させ、さらに「新しい支え合い」の構築等をめざすため、和歌山県地域福祉推進計画を改定するものです。

2 計画の位置付け・性格

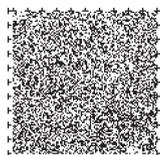
2008（平成20）年3月に策定した「和歌山県長期総合計画－未来に羽ばたく愛着ある郷土 元気な和歌山－」は本県がめざす将来像の実現に向けて、取り組むべき施策の基本的方向を明らかにしたものです。

和歌山県地域福祉推進計画は、そのなかの将来像のひとつである「生涯現役で誰もが活躍できる和歌山」を推進するための計画であり、関連する「わかやま長寿プラン」、「紀の国障害者プラン」、「紀州っ子元気プラン」、「和歌山県人権施策基本方針」と連携し、関係分野の他計画等との整合性を図りながら、本県の地域福祉を推進していくものです。

また、当計画は、社会福祉法第108条の規定に基づく都道府県地域福祉支援計画として策定するものであり、市町村地域福祉計画の策定における指針としての性格を併せ有するものです。

3 計画の期間

当計画の期間は、2010（平成22）年度から2014（平成26）年度までの5年間とし、市町村地域福祉計画の策定状況や制度改正等を勘案しながら、必要に応じて計画の見直しを行います。



地域福祉の推進

～「新しい支え合い」の構築～

市町村地域福祉計画
(社会福祉法第107条)

連携

地域福祉活動計画
(市町村社会福祉協議会)

市町村の地域福祉の推進に関する事項

- 福祉サービスの適正な利用の推進
- 社会福祉を目的とする事業の健全な発達
- 地域福祉活動への住民参加の促進

支援

和歌山県地域福祉推進計画

(社会福祉法第108条)

～支援を必要としている住民を、
決して見逃さない。～

(3つの重点項目)

- 「新しい支え合い」ネットワークの構築推進
- 地域福祉推進体制の整備
- 市町村地域福祉計画の策定支援

※関連計画等と連携を図りながら地域福祉を推進

(関連計画)

わかやま長寿プラン

紀の国障害者プラン

紀州っ子元気プラン

(関連方針)

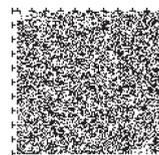
県人権施策基本方針

(関連分野)

- ◇ 県男女共同参画基本計画
- ◇ 県健康増進計画
- ◇ 県保健医療計画
- ◇ 県ボランティア・NPO活動促進基本方針

和歌山県長期総合計画

～未来に羽ばたく愛着ある郷土 元気な和歌山～
将来像 「生涯現役で誰もが活躍できる和歌山」



第2章 地域を取り巻く環境

1 本格的な少子・高齢社会の到来

- 日本の少子・高齢化は世界に例を見ない速さで進んでいる中、和歌山県における高齢化は、さらに加速をつけて進行しています。

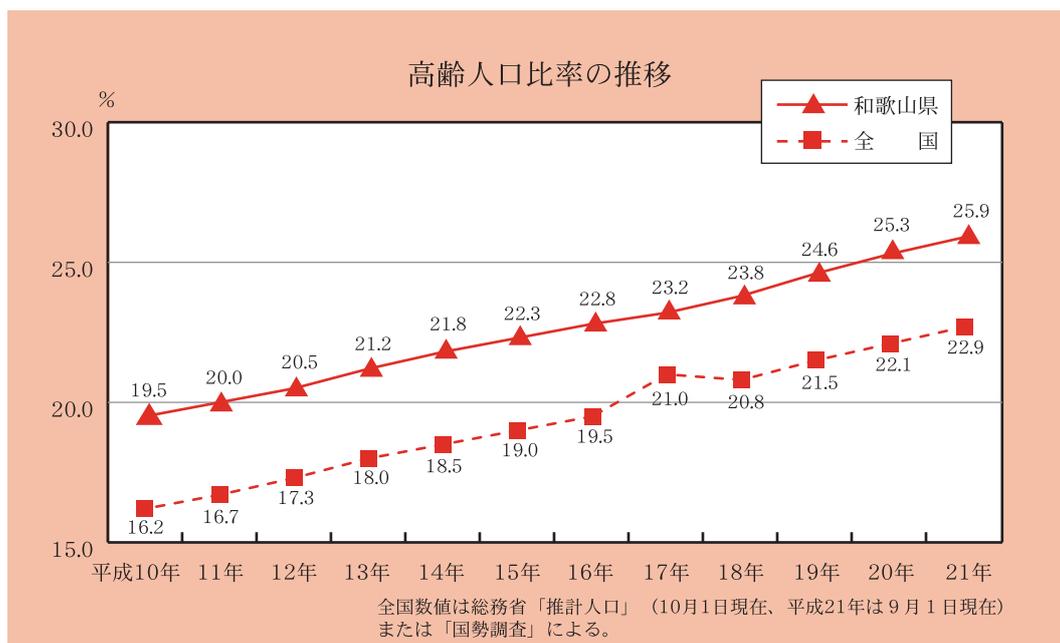
平成21年3月末現在、本県の高齢者（65歳以上）人口は、26万8千人を超え、高齢人口比率は25.9%に達し、前年よりも4,760人増加しています。

また、高齢人口比率が25%（4人に1人が高齢者）以上の市町村は、県内30市町村のうち24市町村、30%以上は13町村となっています。

その高齢化の状況は、全国で8番目、近畿府県内では1番目の高い水準（平成21年3月31日現在、総務省「住民基本台帳に基づく人口」）です。

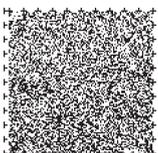
県内の高齢者を男女別にみると、女性100人に対する男性の割合は70.6人となっており、また75歳以上人口は13万5千人を超え、その総人口に占める割合は13.0%となっています（平成21年3月31日現在の住民基本台帳）。

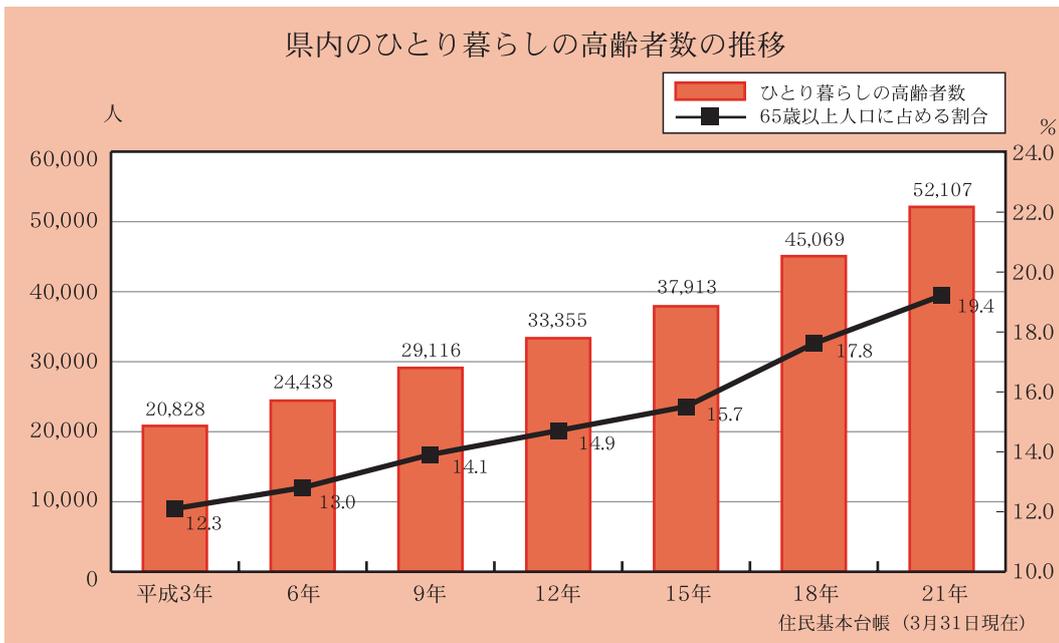
今後も高齢化はさらに進行し、10年後にはおよそ3人に1人が高齢者になることが見込まれています。



- 県内のひとり暮らしの高齢者は52,107人で65歳以上人口の19.4%を占め、前年よりも2,342人増加しています。

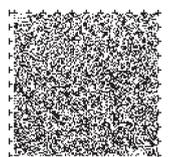
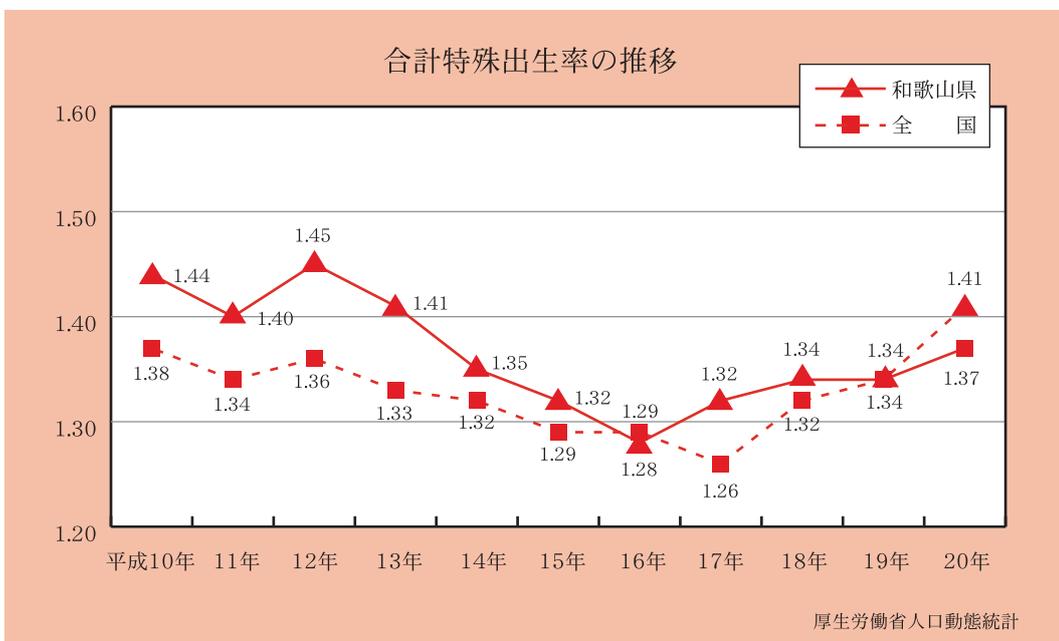
また、高齢者だけの夫婦世帯（ともに高齢者）44,306世帯を合わせると、高齢者だけの世帯（ひとりあるいは夫婦）が65歳以上の高齢者のいる世帯の半数以上を占めています（平成21年3月31日現在の住民基本台帳）。



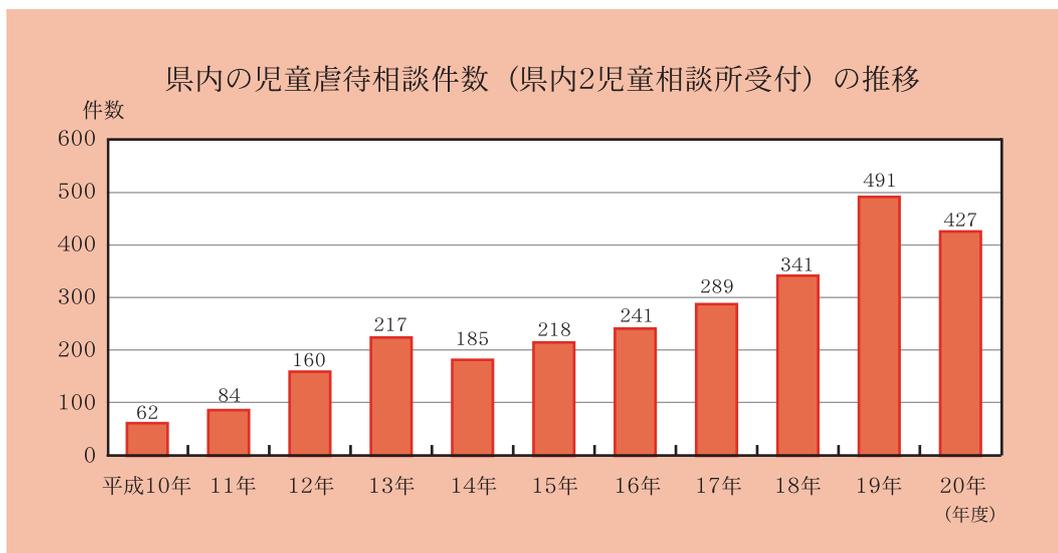


○ 本県における合計特殊出生率は 1.41（全国平均は 1.37：平成 20 年厚生労働省人口動態統計）と減少に少し歯止めがかかった傾向を示していますが、長期的な少子化傾向への流れは変わっていません。

少子化の要因としては、結婚や出産に対する価値観の変化、経済的負担の問題等もありますが、地域においては仕事と子育てを両立できる環境整備の遅れ、住民同士のつながりの希薄化などがあげられます。



- 以上のような少子・高齢社会の進行により、地域においては、介護や子育て等に伴うストレスの増大が一因となった虐待、高齢者を狙った悪徳商法や詐欺の横行など、様々な社会問題が増加しています。



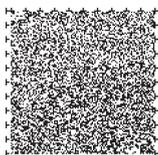
- これらの問題を解決するためには、地域における見守り活動の強化、高齢者などへの声かけや町内行事への誘い出し等により、住民同士のつながりを再構築していくことが大切です。

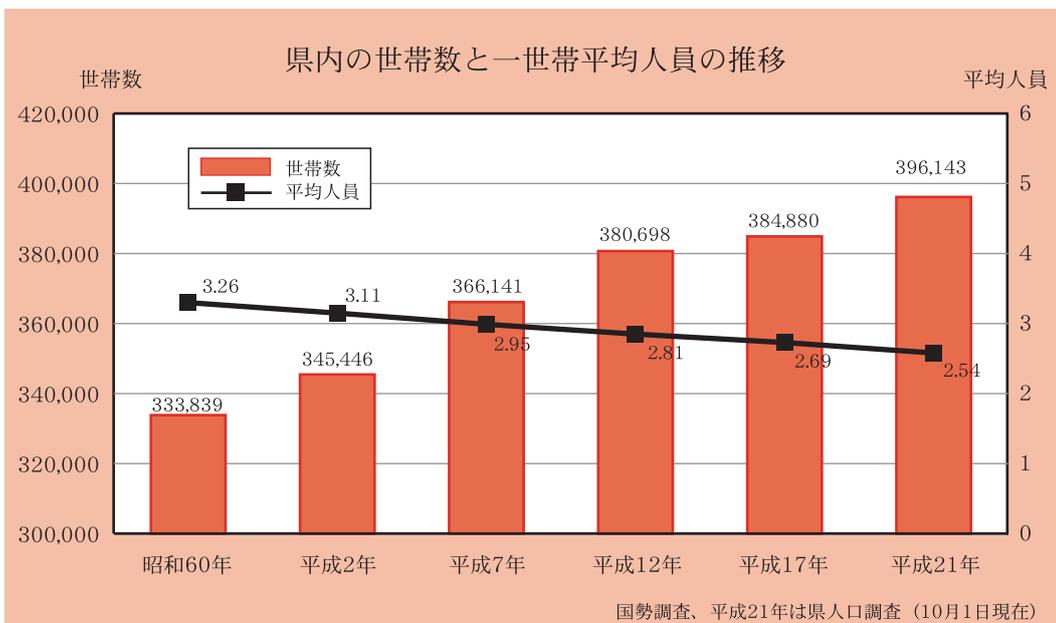
また、地域は次世代を育む場でもあり、子どもが地域社会に参加する仕組みづくりなど、将来の担い手を育てていくといった視点も必要となります。

2 家族・地域における「支え合い」機能の低下

- 本県においては、少子・高齢化の進行に加えて、県外大学進学率が全国で1位ということが示すように、若年層を中心とした人口流出が進んでおり、市街地だけでなく山間地域においても一世帯平均人員の減少や核家族化が進んでいます。

そのため、同居家族による支え合いの機能は低下しており、子育てや介護、あるいは日常生活における買い物等、各世代への負担はそれぞれ増加しています。

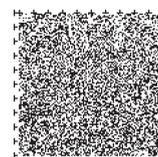




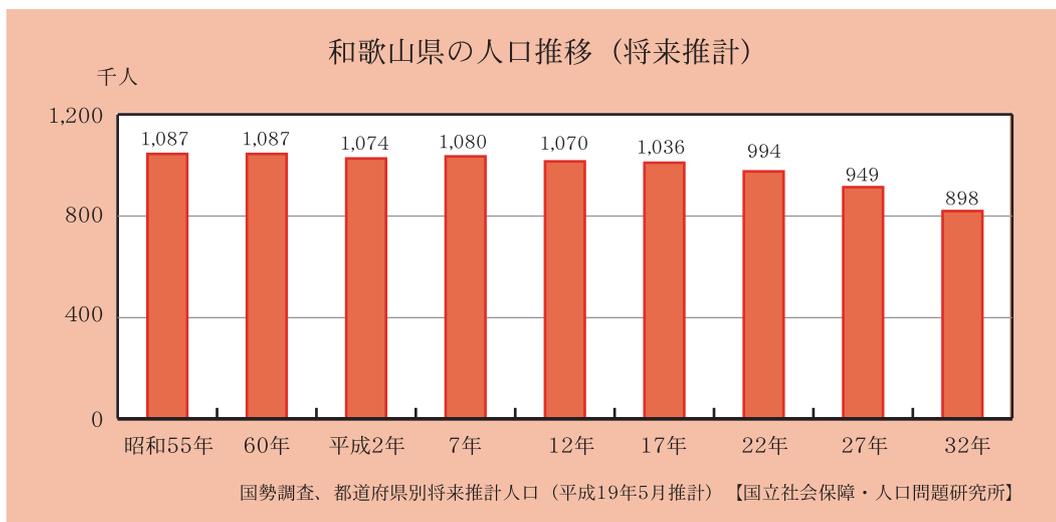
○ 人口の流出入が多い都市部においては、個人主義的傾向が強まっており、自治会への未加入世帯が増加するなど、「お隣の顔も知らない。」といったような地域社会における連帯意識の希薄化が進んでいます。

また、公共賃貸住宅団地においても、高齢化が進行しているところでは、コミュニティにおける助け合い機能の脆弱化が懸念されています。

一方、本県の面積の大部分を占めている山間地域においては、若年層の都市流出等による過疎化に一層の拍車がかかっており、住民同士がお互いに助け合いながら生活の維持・向上を図る機能や地域の景観・文化等を維持する資源管理等において、共同体としての集落機能の維持が困難になっている地域が増加しています。



- このような状況の中、地域コミュニティの再生を図るためには、和歌山の豊かな自然環境を生かした地域振興といった手段と並んで、地域社会再生の軸として地域福祉の推進が求められています。



3 「地域での自立支援」がキーワードとなった福祉制度

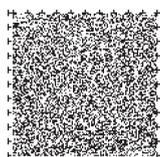
- 1990（平成2）年に、住民に身近な市町村において在宅福祉サービスと施設福祉サービスが一元的に提供される体制づくりを進めることを目的とした福祉8法の改正が実施されて以後、介護保険法（1997（平成9）年制定）、社会福祉基礎構造改革に基づく社会福祉法（2000（平成12）年改正）、障害者自立支援法（2005（平成17）年制定）など、社会福祉を取り巻く法制度の見直しが行われました。

福祉8法の改正

老人福祉法の一部を改正する法律（平成2年法律第58号）により、在宅福祉サービスの推進という共通理念の下に、老人福祉法、身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、社会福祉事業法、老人保健法、社会福祉・医療事業団法の福祉関係の8法が一括して改正されました。

福祉各法への在宅福祉サービスの積極的推進、在宅・施設福祉サービスを市町村に一元化、市町村及び都道府県への老人保健福祉計画策定の義務付け等を主な改正内容としています。

- 以上の制度見直しにより、福祉制度の基本的な考え方は、利用者本位の福祉サービス（措置制度から契約制度へ）、市町村中心主義（措置権限等が市町村に委譲）、在宅福祉の充実、自立支援強化、サービス供給体制の多様化（民間企業等の参入）へと方向転換が図られ、「地域への移行」と「自立」をキーワードに、障害があっても介護が必要な状態



になっても、できる限り地域の中でその人らしい生活を送ることができるサービス提供体制の整備を行うこととされ、地域の役割がますます重要となってきました。

社会福祉基礎構造改革

社会福祉は、戦後の生活困窮者の保護・救済を中心として開始されましたが、時代の経過とともに、保護・救済とは別に、幅広い領域のサービスが求められ、次の社会に対応する多様な福祉施策の展開が必要になりました。

1951（昭和26）年の社会福祉事業法の制定以来、あまり変化のなかった法律も1998（平成10）年からの中央社会福祉審議会の議論を経て社会福祉事業法をはじめとする関連の法律が一度に改正されました。これらの一連の改革が社会福祉基礎構造改革と呼ばれています。

4 地域に存在する多様な生活課題

○ 公的な福祉サービスは、高齢者福祉施策や障害者福祉施策等、その時のニーズに応じた法制度の整備等により、それぞれの分野ごとに質量とも拡大充実してきています。

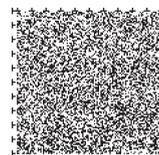
○ 一方、少子・高齢化の進行、家族や地域における相互扶助機能の低下、福祉制度の地域移行等により、地域には公的な福祉サービスだけでは対応できない課題が増加していることも事実です。

例えば、ひとり暮らしの高齢者世帯のゴミ出しや電球交換など公的サービスで対応することが適切でない問題、ひとり暮らしの認知症高齢者など問題解決能力はもとより福祉サービスの利用そのものを理解していない住民への対応、認知症の高齢者と障害のある子どもがいる家庭など複数の課題がある世帯への対応、犯罪加害者となった障害のある人やホームレスなどが地域で自立した生活をするうえでの問題等、多種多様な問題が地域には存在しています。

また、近年の急激な経済社会の変化や地域経済の低迷による失業や低所得の問題、それに伴う社会不安やストレスといった問題も増加しています。

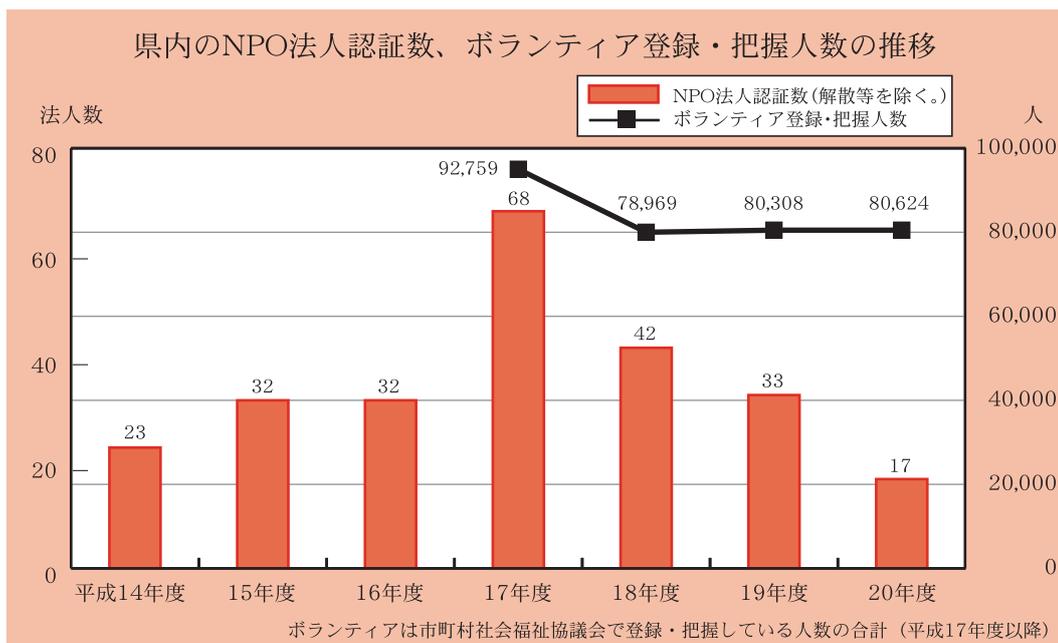
○ このような状況の中、公的な福祉サービスの充実を図り、基本的な福祉ニーズは公的な福祉サービスで対応することを原則としながらも、上記をはじめ、虐待、社会的孤立、消費者被害の問題等、支援を必要としながらも相談につながらないような住民の生活課題を解決するためには、それをどのようにして発見して、支援につなげていくか、といった問題が残されています。

この問題に対応していくためには、地域全体で見守り、支援していくという地域福祉の推進が求められます。

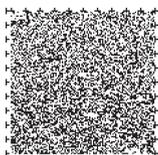


5 多様化する地域福祉の担い手

- 地域福祉推進の担い手としては、地域福祉の軸となる社会福祉協議会、民生委員・児童委員の存在があり、そして既存組織である自治会、老人クラブ、学校関係者、PTA、企業等、一定の目的のために組織されたボランティア団体をはじめNPO、地域に密着した事業者である福祉サービス提供者、郵便局、農業協同組合、新聞販売所、商店、医療機関等、そして行政機関である地域包括支援センター、福祉事務所、市町村など、地域で活動している多様な組織が考えられます。



- また、住民の主体的な参画を促進し、地域の幅広い生活課題に対応するためには、福祉といった枠にとらわれることなく、防災、まちづくり、教育、文化やスポーツ、さらにはコミュニティビジネスや社会起業家といった分野と協働した取組が必要となります。



第3章 計画の基本方向

1 計画の理念

2008(平成20)年3月策定の和歌山県長期総合計画では、「未来に羽ばたく愛着ある郷土 元気な和歌山」を和歌山県全体のめざすべき将来像としています。

当計画は、県長期総合計画における将来像のひとつである「生涯現役で誰もが活躍できる和歌山」の実現を基本理念として、「支援を必要としている住民を、決して見逃さない和歌山」をめざします。

そのために、住民、地域で活動する多様な組織、行政が主体的に連携する「新しい支え合い」の仕組みを地域に構築することにより、誰もが人権を尊重され、安心して自分らしい生活を送ることができる「支え合いのふるさとづくり」を推進します。

2 計画の重点事項

計画の理念に基づき、次の3項目を重点事項として取り組みます。

○ 「新しい支え合い」ネットワークの構築推進

地域福祉は、地域のあらゆる資源を活用しながら、支援を必要としている住民を支えていくことであり、それを推進するためには、住民の生活課題に対応する「見守り・発見～情報の共有・コーディネート～支援」を実施する仕組みを地域に構築していくことが必要です。

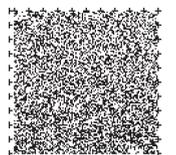
このような地域福祉の仕組みを効果的に機能させるためには、住民の主体的な参画のもと、地域福祉の担い手である社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO等と行政が連携し、それぞれの役割を明確にしたネットワークを形成することが不可欠となります。

「支援を必要としている住民を、決して見逃さない。」ことをめざし、このような「新しい支え合い」ネットワークの構築を推進し、その取組を支援します。

○ 地域福祉推進体制の整備

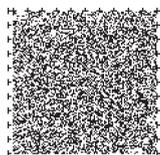
地域において、支援を必要としている住民をはじめ、すべての住民の安心した生活を支えていくためには、地域福祉推進体制の整備が不可欠となります。

人権を尊重した地域福祉の推進、「支え合い」促進のための体制づくり、地域福祉施策の推進、福祉を支える人材の確保と資質の向上及び社会福祉事業の健全な発達のための基盤整備に取り組みます。

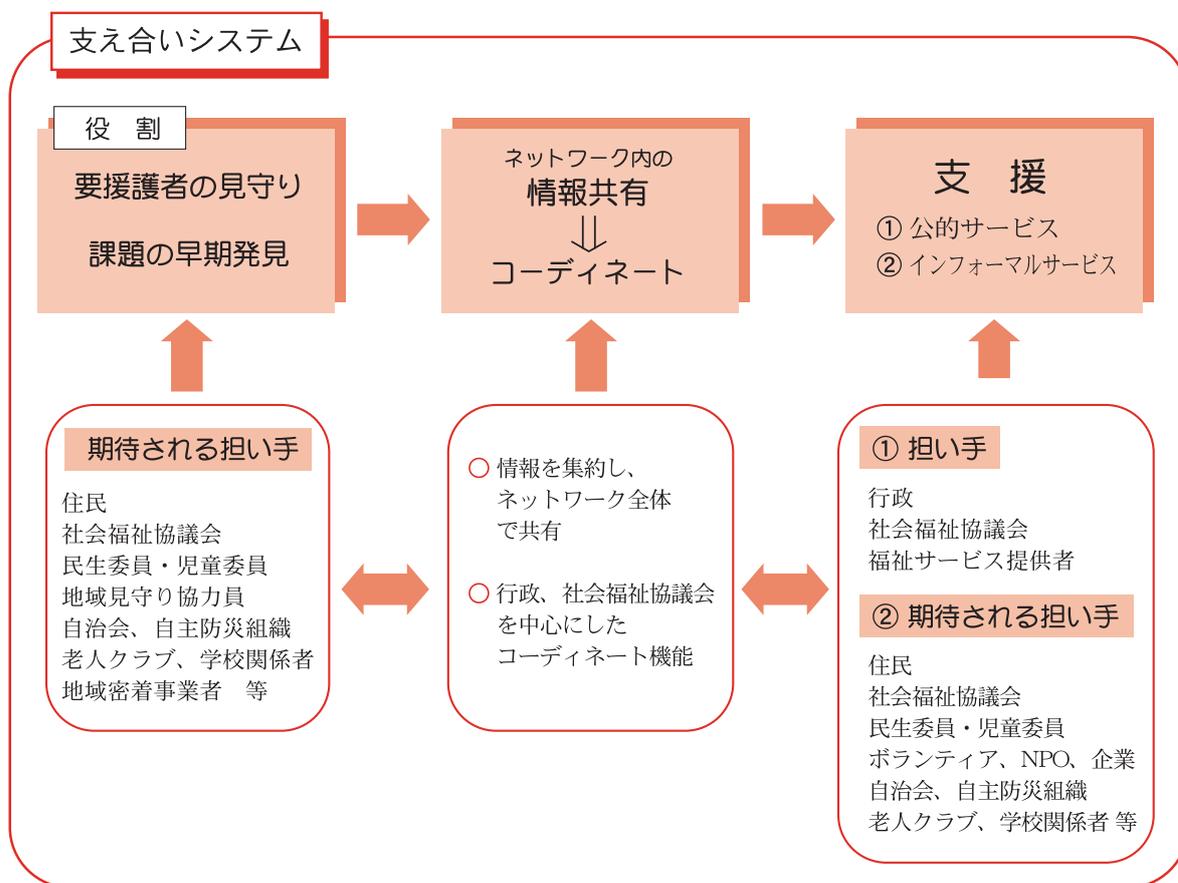


○ 市町村地域福祉計画の策定支援

地域福祉を推進していくためには、住民の参画のもとに策定される市町村地域福祉計画が、その策定過程を含め地域福祉の推進に重要な役割を果たすことから、市町村地域福祉計画の策定支援に取り組めます。



- 「新しい支え合い」ネットワークにおいて、地域福祉の担い手であるそれぞれの組織は、下図の役割を担うことが期待されており、ネットワーク内の連携を密にすることにより、「要援護者の見守り」・「課題の早期発見」から「情報の共有」・「コーディネート」、そして「適切な支援」へとつなげていくシステムとなります。

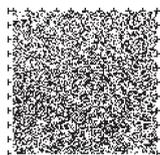


※上記はイメージであり、役割・担い手等は各地域により異なります。

- 「支え合いシステム」においては、連携をうまく進める必要があることや複雑で困難な事例等への対応も想定されることから、コーディネート機能が大切な役割を果たすこととなります。

コーディネート機能は、地域福祉活動を推進するための基盤のひとつであることから、市町村が中心となって、その充実に向けた支援をすることが期待されます。

また、地域福祉の推進を目的とする組織である市町村社会福祉協議会は「支え合いシステム」の核として、その仕組みの整備と活動をリードしていくことが求められます。



2 住民、地域で活動する多様な組織、行政の役割 ～地域福祉の担い手～

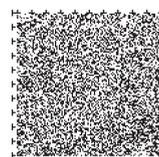
(1) 住民の役割

- 多様化する地域の生活課題への対応において、行政や関係者だけで解決できることは少なく、それらの解決には住民が果たす役割は欠かせないものです。
例えば、近所のちょっとした変化など、身近な住民でなければわからないことを民生委員・児童委員や行政等に相談するだけでも、早期対応につながるが多々あり、住民自らがその解決に向けた一歩を踏み出すことが期待されています。
- 住民は、自らが生活している地域に関心を持ち、その現状、そして地域が抱えている課題等を知ることが大切であり、それにより自分たちが生活している地域をより良くしていくためには何をすべきかを考えて行動に移す、そのような主体性が地域福祉の原動力となります。
- そのため、住民には「隣近所を見守り、支援の必要があれば行政等へつなぐ。」「できることは自らが支援する。」といった役割、さらに、地域福祉計画策定への主体的な参画、地域で活動する多様な組織や行政との連携等、その積極的な地域福祉活動が期待されています。
- 住民は、地域福祉の担い手である一方、支援される対象でもあり、自らや家族で努力する「自助」に加えて、地域において“お互いに支え合う”といった「共助」の関係を日頃から築いておくことが求められます。
- また、離れて生活する家族における支え合いも大切であり、例えば、ひとり暮らしの親に対して、電話をかけることにより変化に気づき易くなります。手紙を出すことにより郵便局の見守りにもつながっていきます。そして、なにより高齢者の安心につながります。

(2) 地域で活動する多様な組織の役割

ア 社会福祉協議会

- 社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条及び第 110 条の規定により、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として、その役割が明確に規定されています。
- 市町村社会福祉協議会は、社会福祉を推進するための各種事業や住民参加の促進に取り組んでおり、地域によっては、介護サービスの事業者として介護保険制度の担い手としても重要な役割を果たしています。
- 市町村社会福祉協議会は、地域福祉を推進する「新しい支え合い」ネットワークの



核として、市町村と一体となって、住民、関係機関や団体等が効率的に活動することができる「仕組みを整備する。活動をリードする。」といった役割が求められています。

- 和歌山県社会福祉協議会は、広域的な見地から社会福祉を推進しており、市町村社会福祉協議会とも連携しながら各種事業に取り組んでいるとともに、2008（平成20）年には和歌山県災害ボランティアセンター、和歌山県成年後見支援センターを設置するなど、時代のニーズに即応した事業展開に努めています。

また、高齢化の進行に伴う福祉・介護分野の「人材確保・育成」という役割の一層の推進が求められています。

- 県社会福祉協議会は、県と一体となって地域福祉を推進する役割を担っており、市町村社会福祉協議会に対して、地域福祉推進のモデルを提案するなど、広域的・専門的な見地から「地域福祉の推進をリードする。」ということが求められています。

イ 民生委員・児童委員

- 民生委員・児童委員は、住民の身近な相談者として、2009（平成21）年3月末現在2,692人が県内各地域で日夜活動を行っています。

その職務は、住民の生活状態の把握・相談助言・福祉サービス情報の提供・行政機関の業務への協力等、多岐にわたっています。

- 民生委員・児童委員には高齢者、障害のある人、子育て中の家庭など、支援を必要としている住民を一人も見逃さず必要なサービスにつなげていくため、特に「見守る。つなぐ。」といった役割が強く求められています。

また、災害時要援護者支援対策においては、その台帳整備や安否確認等といった役割も求められています。

児童福祉に関する役割を担う主任児童委員の活動とあわせて、圏域（担当区域）の中における地域福祉活動の中心的な担い手として期待されています。

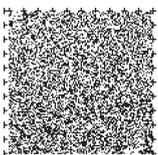
ウ 地域見守り協力員

- 地域見守り協力員制度は、住民の日常生活の中で、お互いに助け合う地域の輪を拡げていくことを目的として、2010（平成22）年1月にスタートしました。

- 地域見守り協力員は、民生委員・児童委員や関係機関と協力・連携しながら、住民の見守り等の福祉活動を行うボランティアとして、「見守る。つなぐ。」といった役割が期待されています。

エ ボランティア団体などNPO

- ボランティア団体をはじめNPOは、特定の目的を持って多様な形態で社会貢献を行っ



ている組織であり、地域福祉に関しても、多くの団体が重要な役割を果たしています。

- 団塊の世代や主婦層等、住民の社会貢献への意欲が高まる中で、「社会参加へのきっかけの場となる。」ことや、他の地域福祉の担い手や行政との連携を強化し、「多様化する地域の生活課題に柔軟に対応するサービスの担い手になる。」ことが期待されています。

オ 自治会、自主防災組織

- 自治会は、地域住民すべての加入を予定している地域そのものの団体であり、その安定的な自治活動により、住民の支え合い機能を担っています。
- 自治会への加入率は低下傾向にありますが、住民の最も身近な組織として、「日常の中で見守る。お手伝いをする。」など、日常生活における隣近所の支え合い機能を促進させる役割が期待されています。

また、東南海・南海地震の発生が懸念される中、自主防災組織には、災害時要援護者の避難誘導等が求められており、市町村や防災関係機関と連携し、災害時には「地域の課題に柔軟に対応するサービスの担い手になる。」ことが期待されています。

カ 老人クラブ

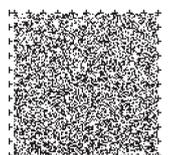
- 老人クラブは、地域の高齢者で組織され、もともとは会員の生きがいや健康づくりなどの活動が中心でしたが、元気で社会参画意欲の高い高齢者の増加と、その豊富な経験や知識に対する社会的ニーズから、地域で様々な活動を展開しています。
- 会員の生きがいや健康づくりに加えて、「世代間交流の推進役となる。見守り活動やインフォーマルサービスを実施する。」といった役割を担うことが期待されています。

キ 地域密着事業者等

- 郵便局、農業協同組合、新聞販売所、商店、医療機関等、地域の住民と密着している事業者は、その事業活動を通じて、地域住民の状況を把握することができます。
既に一部の地域では、高齢者等に対する郵便配達時の声かけやポストに新聞がたまっていた場合の通報など、住民への見守り活動が実施されています。
- 地域の一員、そして「新しい支え合い」ネットワークの一員として、「地域福祉活動への主体的な参画。事業活動を通じた見守り活動の実施。」といった役割を担うことが期待されています。

ク 企業

- 企業は、地域の一員として、企業が有する人材や施設等を地域社会への貢献活動に活用するなど、その社会的責任を果たすことが期待されています。



また、障害者雇用の拡大、子育てや介護と仕事が両立できる雇用環境を整備していくことが求められています。

ケ 福祉サービス提供者（社会福祉法人等）

- 社会福祉法人等は、福祉サービス提供の主役です。利用者一人ひとりの人権を尊重し、個々の状況に応じたきめ細かなサービスを提供するという本来の役割に加えて、地域の資源であるという認識のもと、地域福祉活動に対して「積極的に協力をする。」ことが求められています。

(3) 行政の役割

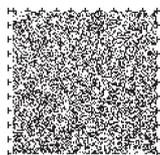
ア 市町村

- 住民が安心して自分らしい生活を送ることができる環境をつくることは、市町村の基本的な役割です。公的な福祉サービスを適切に運営することに加えて、地域福祉活動のための基盤を整備する等、あらゆる方法により住民の生活課題の解決に取り組む必要があります。
- そのため、市町村地域福祉計画を策定することにより、地域の課題を住民や地域で活動する組織と共有して、解決に向かうような仕組みを構築しなければなりません。
また、高齢者や障害のある人などの地域での自立した生活を支援するために、法人後見や福祉サービス利用援助事業を実施している社会福祉協議会をはじめ、地域福祉を担う関係機関を積極的に支援する必要があります。

イ 県

- 地域福祉を県内全域で推進していく役割を担います。
「新しい支え合い」ネットワークの構築を推進するため、地域福祉の理念や仕組み等の普及啓発に加え、広域的な立場から関係機関等への協力要請を行うことにより、市町村等が取り組む地域福祉施策を支援し、「支援を必要としている住民を、決して見逃さない。」体制整備を推進します。
- また、市町村だけでは対応できない広域的又は専門的な福祉ニーズに対応するとともに、必要に応じて国等に働きかけを行うなど、地域福祉推進体制の整備に努め、住民の誰もが人権を尊重され、安心して自分らしく暮らすことができる和歌山を創ります。

具体的な数値目標	現在の状況	平成24年度目標	平成26年度目標
地域福祉計画を策定した市町村数	12市町	18市町村	30市町村 (全市町村)



3 小地域を基盤とした地域福祉活動事例

～住みなれた地域で、ご近所が助け合い、笑顔で元気に生きていきたい。～

“ほっとタウン有功”

○ 有功地区（和歌山市北部に位置するベッドタウン）

昭和 33 年頃からの高度成長期に入り、山林が住宅地として開発され、一時は 2 万人になるなど爆発的に人口が増加。

現在の人口は 17,645 人、6,931 世帯（平成 20 年 12 月）、高齢化率は約 20%。

「住民意識調査」によれば、比較的新しい住民が多い有功地区では「近隣関係が疎遠」と答えた人の割合が和歌山市の中で最も高かった地区です。

○ 「高齢者の悲劇」が活動のきっかけ

地区内でもひとり暮らし高齢者が増加しており、この数年のうちにも、高齢者の孤立死や事故死、火災等の悲劇がありました。「このような悲劇をなくし、住民みんなが安心して暮らせるまちをめざして、隣近所の支え合いの輪を広げていきたい。」その思いが活動をはじめのきっかけとなりました。

○ 住民が連携するネットワークづくり

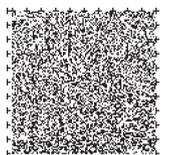
2007（平成 19）年 10 月、地区社会福祉協議会、地区民生委員・児童委員協議会、地域包括支援センターの代表者らが呼びかけ、「力のある人は力を、知恵のある人は知恵を、財力のある人は財力を出し合い、すべての地域資源と協働する『ほっとな気持ちがあふれるまち』」を目標として、団体を立ち上げ、活動がスタートしました。

発足当初は「夢や想うところはいっぱいあったが、何から始めていいのか、なかなか進まなかった。しかし、県の「団塊世代が地域の担い手 地域福祉活動モデル事業」への応募により、考えてきた構想が現実へと動き出した。」と笑顔で話すのは宮本副代表理事。

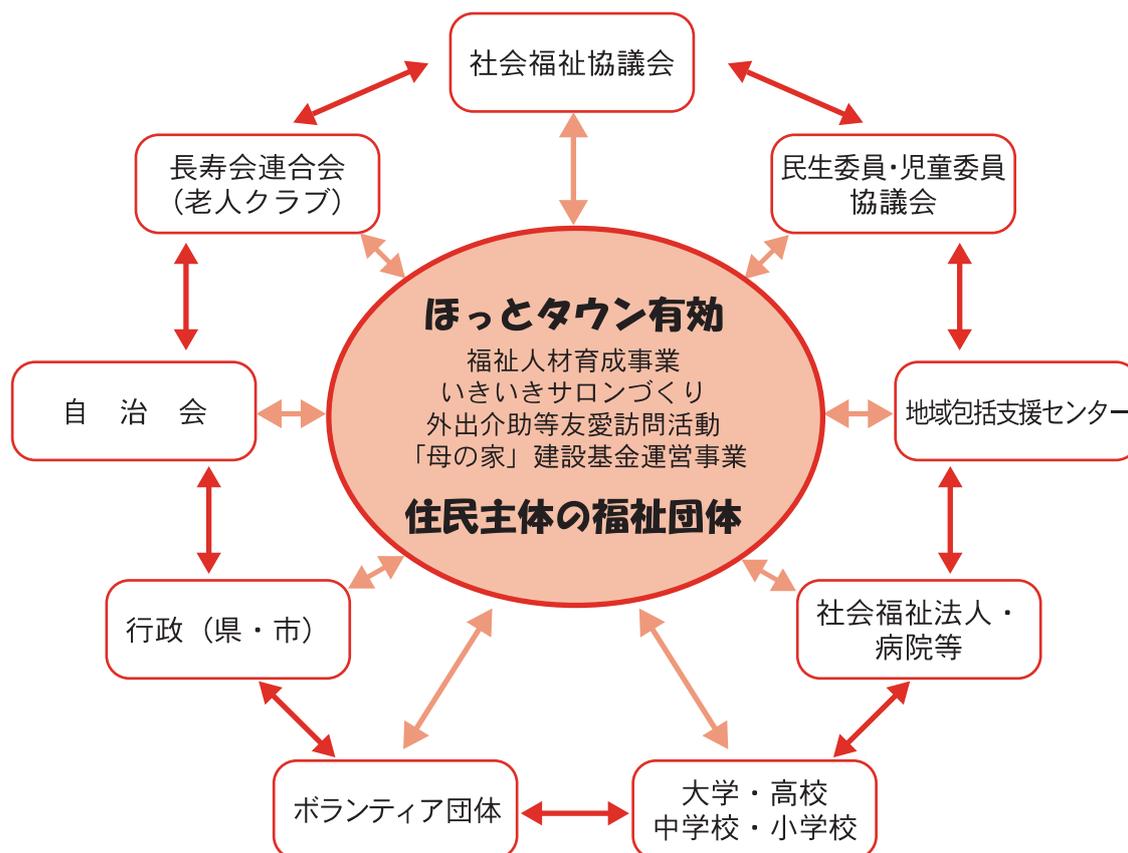
○ “誰もが安心して暮らせるまち” はみんなで創る。

活動の担い手は 50 歳代が中心ですが、メンバーは 20 歳代から 70 歳代まで幅広く、男女構成も半々。また、学生や 20 歳代の会員が事務員として活動するなど、自治会や多くの団体と手をつなぎながら、地域が一体となった活動をめざしています。

半田代表理事は、「地域を構成する誰もが地域福祉の担い手であり、受け手なのです。“誰もが安心して暮らせるまち”をみんなで創りたい。」と語ります。



ほっとタウン有功と他団体の関係



○ 8カ所が目標。「高齢者の元気づくり、新しいご近所づくり」

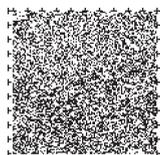
現在、事務所1カ所と民家2軒の計3カ所に設置している「いきいきサロン」では、将棋教室に女性が参加したりする和気あいの雰囲気の中で、高齢者の介護予防のための健康教室を開催するなど、新しいご近所づくりを進めています。

このようなサロンは、ご近所の見守り・声かけなどの小地域福祉拠点、災害時の連絡拠点として機能するよう、地域内に計8カ所の設置を目標としています。

また、買い物等の外出介助、病院付き添い、簡単な修繕など、ちょっとしたお手伝いをする「友愛訪問」にも力を入れています。

○ 地域福祉は人が基本。みんなで一緒に福祉を勉強する。

地域を支え、夢を共有する人材育成を目的に、2008（平成20）年度は第1期、第2期と2度の「ボランティア・リーダー養成講座」を開催（計12回：47名受講）するなど、人材の育成に力を入れています。また、講座受講修了者の多くが「ほっとタウン有功」の会員や、自分のできる範囲内において協力する提供会員として有力なメンバーとなっています。



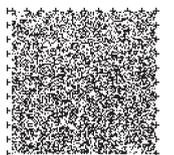
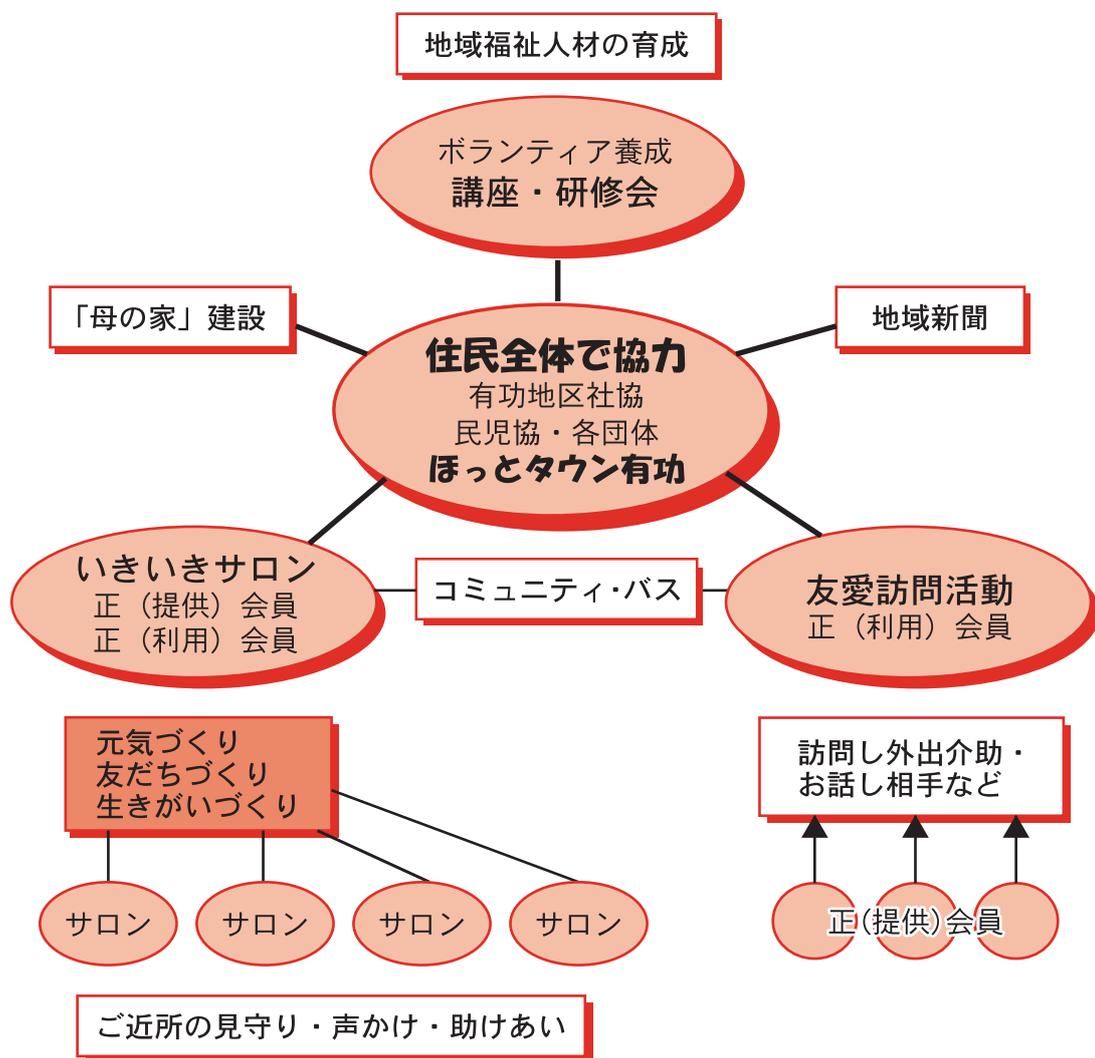
○ 地域の高校生とも「夢を共有」

有功地区にある市立和歌山商業高等学校（現市立和歌山高等学校）デザイン科の生徒に「ほっとタウン」のロゴ、シンボルマークの作成を依頼。その交流会において生徒から「散歩会を開きたい。」「安全安心なまちを一緒に創っていきたい。」など、多くの想いが語られ、以後高齢者との交流を始めるなど、異世代とも「ほっとタウン」の夢を共有しています。

○ 住民主体が柱。「やれるところまで、やってみる。」

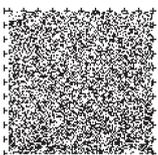
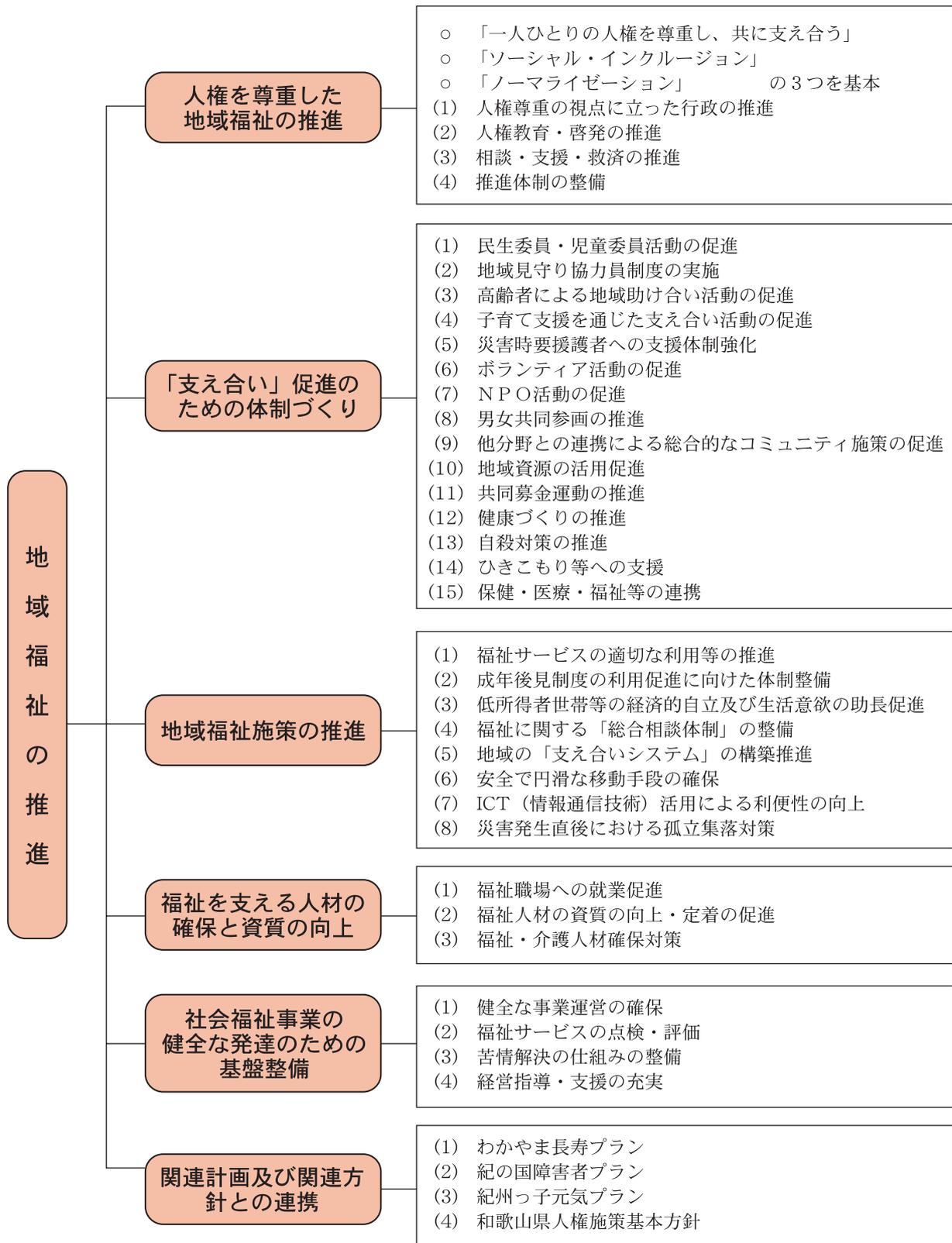
2008（平成20）年には、有功地区「地域福祉3か年計画」を策定。150名のボランティア・リーダーの育成、高台の住宅地にコミュニティカーを運行、そして、誰もが気軽に利用でき、生活できる地域福祉拠点「母の家」の建設などの計画をしています。

多くの人たちの夢を乗せて、これからも「ほっとタウン有功」は進んでいきます。



第5章 地域福祉推進体制の整備

1 施策体系



2 人権を尊重した地域福祉の推進

- 地域福祉を推進していくうえで、基本となるのは「一人ひとりの人権を尊重し、共に支え合う」という視点であり、2002（平成14）年に制定した和歌山県人権尊重の社会づくり条例を推進するための県人権施策基本方針の趣旨に基づき、同和問題、障害のある人、高齢者、子ども、女性などのあらゆる人権問題解決に向けた取組を推進します。
- 「人と人の差異や多様性を認め合い、誰もが排除されることのない、共に生き、互いに支え合う社会の実現（＝ソーシャル・インクルージョン）」の考え方にに基づき、地域において、様々な課題を抱える住民が増加する中で、その存在を認識し、地域の一員として、お互いの人権を尊重し、支え合っていくという地域福祉を推進します。
- 障害の有無にかかわらず、誰もが社会参加し、活動できる社会こそが本来のあるべき姿であるというノーマライゼーションの考え方にに基づき、住民の誰もが支援される対象であると同時に、地域福祉の担い手として活動できる社会づくりを推進します。

上記の3項目を基本として、次の取組を進めます。

（1）人権尊重の視点に立った行政の推進

県が実施するすべての業務は、あらゆる分野で人権と関わっており、常に人権の尊重を念頭に置いて実施するよう、県政におけるあらゆる分野で総合的な取組を推進します。

（2）人権教育・啓発の推進

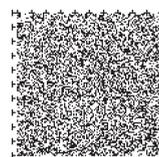
人権尊重の社会を実現するためには、県民一人ひとりが人権を自らの問題として捉え、人権の意義や人権尊重、共に生きることの重要性について理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、社会に現に生起している問題に対応できるような力を身につけることが大切です。

このような認識に立って、人権教育・啓発の実施に当たっては、県民の理解と共感が得られるような内容・方法等により、関係行政機関、企業、民間団体と連携し、家庭・学校・地域社会・職場などあらゆる場と機会を通じ、総合的な推進に努めます。

（3）相談・支援・救済の推進

人権意識の高まり等による相談件数の増加や内容が多様化・複雑化する中、住民が戸惑うことなく速やかに人権に関わる相談ができるよう、市町村・関係機関等と連携・協力をを行いながら、相談機能の充実を図ります。

また、様々な分野の人権問題に関わる誹謗、中傷、忌避、排除等の人権侵害事件については、行政が主体的に取り組む必要があるとの認識のもと、市町村と連携しつつその処理体制を整備し、加害者への啓発や話し合いの仲介、あるいは被害者への助言や情報提



供を行うことにより、救済の一翼を担います。

(4) 推進体制の整備

ア 人権行政を県政の重要な柱と位置付け、全庁的な推進体制の設置等により、総合的に施策の推進を図ります。

イ 人権に関する情報の収集・提供や人権啓発活動等を行う和歌山県人権啓発センターにおいて、組織・機構の整備充実やスタッフの育成・確保等の機能強化に努めるとともに、総合的な情報の収集と発信、様々な啓発手法の研究や関係機関との連携・協働による効果的な啓発・研修事業の実施、人権啓発指導者の養成及び派遣、人権に関する様々な相談への対応など、機能のより一層の充実を図ります。

ウ 人権施策は、国・県・市町村がそれぞれの特性に応じた役割分担のもとで、連携を図りながら実施することにより効果的に推進します。

エ 外からは見えにくく表面化しにくい人権侵害の早期発見や保護を図るためには、地域住民の協力が不可欠です。

また、企業やNPO等が行う人権に関わる広範な活動は、機動性や柔軟性に優れるという特性を持っており、様々な人権問題の解決に向けて大変重要なものです。

このことから、住民や企業、NPO等との連携・協働を図ることによって、人権教育・啓発や相談・支援等の取組を推進します。

3 「支え合い」促進のための体制づくり

(1) 民生委員・児童委員活動の促進

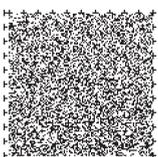
地域福祉の中心的担い手である民生委員・児童委員が活動しやすい環境を整備するため、活動上の悩みや負担感を軽減することや、地域の生活課題の発見から支援につなげることを目的とする研修内容の充実を図ります。

また、多くの住民が民生委員・児童委員の活動に関心を持ち、その幅広い活動への協力を促進する広報等に努めます。

(2) 地域見守り協力員制度の実施

2010（平成22）年1月から、民生委員・児童委員や関係機関と協力・連携しながら、日常生活の中で高齢者などの見守り等の福祉活動を行うボランティアとして、「地域見守り協力員制度」を開始しました。

これまでの様々な地域福祉活動と、新たに地域見守り協力員の見守り等のボランティア活動が、地域の実情に応じて適正に協力・連携することにより、地域における重層的な



見守り体制を構築します。

このことにより、地域で互いに見守り合い、支え合うという気運づくりや安心感を高め、住民の生活課題に対する予防や早期発見等に、できる限りつなげるとともに、隣近所における支え合い機能の醸成・拡充を図ります。

(3) 高齢者による地域助け合い活動の促進

日常生活で困っている高齢者世帯等を地域で支えていくため、元気な高齢者が持つ経験や得意とする分野の能力を活用した地域助け合い活動を推進するシルバー人材センター及び市町村社会福祉協議会を支援します。

(4) 子育て支援を通じた支え合い活動の促進

乳幼児や小学生等の子どもがいる家庭を支援するため、子どもの保育所等への送迎や一時預かりなどを地域の会員間で相互に助け合うファミリー・サポート・センターの設置を促進するとともに、小規模なファミリー・サポート・センターの運営を支援します。

(5) 災害時要援護者への支援体制強化

近年の災害では、避難に時間を要する災害時要援護者の被災がめだっていることから、災害時要援護者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えておくことが重要です。

県では、市町村における災害時要援護者の避難支援対策を促進するため、2008（平成20）年6月に「県災害時要援護者支援マニュアル」を策定し、市町村に対して、避難支援プランの全体計画（※1）を策定するよう求めています。

今後は、未策定の市町村に対する策定への働きかけに努めるとともに、避難支援プランの個別計画（※2）の策定を全市町村に求め、市町村と連携しながら地域の安全・安心体制の強化に努めます。

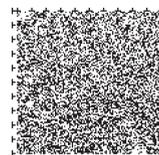
（※1）避難支援プランの全体計画

市町村における災害時要援護者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を定めるもの

（※2）避難支援プランの個別計画

災害時の避難にあたって、支援が必要となる人を特定し、その一人ひとりについて、どのように地域で支援し、避難するかを定めるもの

具体的な数値目標	現在の状況	平成22年度目標
避難支援プラン（個別計画）を策定した市町村数	1町	30市町村 （全市町村）



また、災害時における市町村間や府県間の相互応援体制は、それぞれ協定に基づき取り決められているなど、支援体制を強化するためには、様々な形態の連携が必要です。

県社会福祉協議会に2008（平成20）年10月に設置された和歌山県災害ボランティアセンターを支援することにより、「防災と福祉の連携」を図るとともに、ボランティア・コーディネーターの育成、災害時対応訓練の実施、広報・啓発等を通じて、地域における災害時の対応強化とともに日常の支え合い機能促進を図ります。

（6） ボランティア活動の促進

ボランティア活動に対する住民の関心を高め、いつでも、どこでも、誰でも、ボランティア活動に参加できる体制整備に努めます。

そのため、県社会福祉協議会にある和歌山県ボランティアセンターを支援することにより、活動拠点としての機能充実、活動の核となる人材の育成、次代を担う子どもへの支え合い意識の醸成、ボランティア活動の体験機会や活動情報の提供等を通して、ボランティア活動の拡充を図ります。

（7） NPO活動の促進

本県では、伝統的な地域活動から新しい形の地域活動まで、様々な形態でNPOによる社会貢献活動が行われています。

この活動を活性化させ、団体等のネットワークを構築していく取組を、和歌山県NPOサポートセンターがコーディネーターとなって進め、住民が地域に関わっていくことを促進します。

（8） 男女共同参画の推進

地域福祉活動においては、男女がともに活動に参画していくことが期待されます。

そのために、男女の性別による固定的な役割分担や慣習によるものではなく、地域における様々な活動を住民が主体的に選択することができるよう、その広報・啓発活動を行い、社会的機運の醸成に努めます。

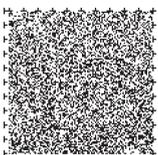
また、県の審議会をはじめ、県内のあらゆる分野において、政策・方針決定過程への男女共同参画を促進していきます。

さらに、仕事と生活の両立を容易にするなど、男女がともに働きやすい職場環境づくりに取り組む事業者を登録し、県ホームページ等で広く紹介するなど、その取組を促進します。

（9） 他分野との連携による総合的なコミュニティ施策の促進

地域福祉は従来の福祉概念によるものだけでなく、防災、まちづくり、教育、文化、スポーツ、コミュニティビジネス等といった住民活動との協働と連携により、幅広く住民の生活課題に対応することができる総合的なコミュニティ施策として考えていくことが大切です。

県では、広域的な見地から他分野との連携を支援します。



(10) 地域資源の活用促進

地域福祉活動の推進を図るためには、住民が気軽に集まることができる活動拠点となる開かれた施設づくりが必要となります。

そのためには、地域にある公民館、集会所及び隣保館等の施設、学校の空き教室や空き店舗等の資源を再評価し、地域福祉活動の拠点として活用するという視点が求められます。

県では、隣保館における住民の生活上の相談や人権課題に対応する事業を支援することにより、地域福祉の拠点としての活用を促進していきます。

(11) 共同募金運動の推進

共同募金に寄せられた寄付金は、住民の活動や福祉施設の設備充実など社会福祉の推進のために使われています。

例えば、自治会で災害対策用物資として準備する担架や簡易トイレ、子どもの登下校の見守り活動時に着用するスタッフベスト、福祉施設への救命器具設置など、住民の身近なところで広く役立てられています。

共同募金活動を地域に根付いた身近なものとするために、何に役立っているのか寄付者実感としてわかるよう周知に努め、住民等の自発的な協力を基礎に共同募金活動を推進します。

(12) 健康づくりの推進

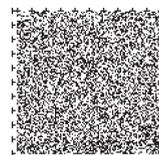
健康は、すべての住民の願いであり、充実した日常生活を過ごし、豊かな人生を送るための基本条件であり、また、地域を支え、その活力を高めるためにも不可欠なものです。

がん、心疾患、脳血管疾患の三大生活習慣病が、本県における死亡原因の約5割以上を占めており、その中でもがんによる死亡率は全国的にみても高水準で推移しています。

住民一人ひとりが運動・栄養・休養等の好ましい生活習慣を身につけ、生涯を通じて健康で活動的に暮らせるように、市町村や関係機関と連携しながら、心身の健康づくり活動や、特定健康診査・特定保健指導といった生活習慣病対策を推進するとともに、早期発見や早期治療に資する体制の強化を中心としたがん対策の推進に取り組むこと等により、「健康長寿日本一わかやま」をめざします。

(13) 自殺対策の推進

様々な社会的要因が複雑に関連している自殺を防止するため、和歌山県精神保健福祉センターに設置した和歌山県自殺対策情報センターにより、医療・福祉・教育・産業等の関係分野の各団体及び市町村との連携を強化し、自殺や精神疾患に対する正しい知識の普及啓発や相談体制の確立及び自死遺族の支援など、事前予防、危機介入及び事後対応といった各段階に応じた施策を総合的に推進します。



(14) ひきこもり等への支援

和歌山県精神保健福祉センターに設置したひきこもり地域支援センター及び保健所により、相談支援や啓発活動を行うとともに、「ひきこもり」者社会参加支援センターとして指定した民間団体や、教育・労働等の関係機関と連携し、社会参加支援など、本人やその家族に対する支援体制の充実を図ります。

また、ニートやひきこもり等の青少年を支援するため、ワンストップ相談窓口の設置や支援ネットワークの整備等による総合対策を図り、就労や就学等に向けた取組を強化していきます。

(15) 保健・医療・福祉等の連携

住民が住み慣れた地域で安心した生活を送るためには、保健・医療・福祉等の各サービスをそれぞれ個別に提供するのではなく、一体的かつ効果的に提供することが大切であるため、地域において各分野が連携した体制の構築を促進します。

4 地域福祉施策の推進

(1) 福祉サービスの適切な利用等の推進（日常生活自立支援事業）

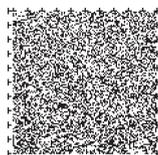
判断能力が不十分な高齢者や知的障害・精神障害のある人などの地域生活を支援するため、福祉サービスの利用援助、日常的金銭の管理、年金等書類の保管等を援助する日常生活自立支援事業は、県社会福祉協議会を実施主体として2000（平成12）年度に開始されました。

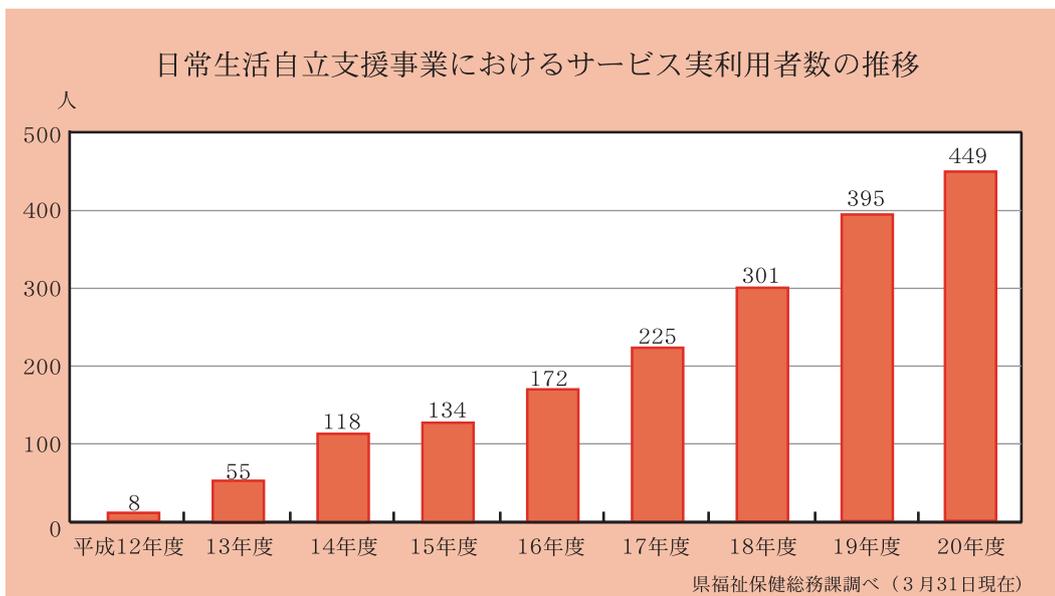
日常生活自立支援事業については、これまで関係者に対する研修の実施及び制度周知に努めてきたところであり、2005（平成17）年度には、県内のどの市町村に住んでいても同一のサービスを受けることができるよう、サービス実施主体を県内8エリアの基幹社会福祉協議会から全市町村社会福祉協議会に変更しました。

その結果、関係者への制度浸透、そしてニーズの高まりと相まって、当事業利用者は年々増加しており、地域福祉施策の中核事業として、その重要性はますます高まっています。

今後、サービスの一層の充実を図るため、関係機関との連携強化、専門員や生活支援員の資質向上に努めるとともに、利用者の状態変化に応じて、成年後見制度への移行を促進します。

具体的な数値目標	現在の状況	平成24年度目標	平成26年度目標
日常生活自立支援事業におけるサービス利用から成年後見制度への移行者数	21人 (平成22年2月末時点)	50人 (累計)	80人 (累計)





（2） 成年後見制度の利用促進に向けた体制整備

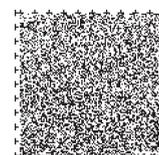
判断能力がない人や不十分な人の権利を擁護する制度である成年後見制度の活用を促進するため、2008（平成20）年10月に県社会福祉協議会に設置された和歌山県成年後見支援センター及び関係機関との連携を強化するとともに、関係者を対象にした説明会・研修会等を実施することにより、成年後見制度の普及に努めます。

また、身寄りがいない住民等が制度を利用しやすくするために、市町村に対して、市町村長申立てを促進するとともに、成年後見制度利用支援事業の実施を働きかけていきます。

成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数の増加により、家庭裁判所から選任される弁護士や司法書士等の第三者後見人の不足が懸念されているため、社会福祉協議会が法人として後見を担うことを支援し、その後見業務等を補助する人材の養成に努めます。

具体的な数値目標	現在の状況	平成24年度目標	平成26年度目標
社会福祉協議会が担う法人後見件数	9件 (累計)	18件 (累計)	30件 (累計)

具体的な数値目標	現在の状況	平成24年度目標	平成26年度目標
後見人養成講座の受講者総数	113人 (累計)	200人 (累計)	260人 (累計)



(3) 低所得者世帯等の経済的自立及び生活意欲の助長促進（生活福祉資金貸付事業）

収入が少なく、必要な資金融資等を他から受けることが困難な世帯、障害のある人のいる世帯、介護を要する高齢者のいる世帯及び失業者世帯に生活福祉資金を貸し付け、生活設計等を行うことにより、世帯の経済的自立とともに、在宅福祉の推進と社会参加の促進を図り、地域の中での安定した生活を支援します。

(4) 福祉に関する「総合相談体制」の整備

福祉に関して「困っているが相談するところがわからない。」といったこと等を解消し、支援を必要としている住民を適切な福祉サービスにつなげるため、2009（平成21）年2月に各市町村及び県（県福祉保健総務課及び各振興局健康福祉部）に総合相談窓口を設置しました。

その総合相談窓口の周知に努めるとともに、住民の生活課題への支援を充実させるため、市町村及び関係機関との連携を強化し、総合相談体制の一層の整備に努めます。

(5) 地域の「支え合いシステム」の構築推進（支え合いのふるさとづくり事業）

地域で生活する住民の生活課題を解決するため、市町村地域福祉計画に位置付けられた施策、支え合いネットワークづくりや福祉拠点づくり及びコーディネーターの配置等を支援することにより、地域福祉活動の推進を図ります。

(6) 安全で円滑な移動手段の確保

公共交通機関の不便な地域における、住民の安全で円滑な移動を支援するため、NPO等が実施する福祉有償運送の導入に向けての道路運送法に基づく運営協議会の設置について、市町村と連携を図りながら促進します。

また、内陸部においては、鉄道駅と接続する広域的・幹線的なバス路線を維持するとともに、コミュニティバス、乗合タクシーを導入するなど、市町村や事業者、住民と一体となって、生活交通の維持を図ります。

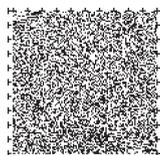
(7) ICT（情報通信技術）活用による利便性の向上

技術革新が著しいICT（情報通信技術）は、住民の利便性の向上や安全・安心な生活環境を整備するための非常に有効な手段となってきています。

福祉・介護・医療・教育等の分野において、市町村と連携しながら地域の実情やニーズに応じた形態でICTを活用したモデル事業を実施していくことにより、住民の利便性や生活環境の向上を図ります。

(8) 災害発生直後における孤立集落対策

地震等の災害発生直後において、県内で孤立する可能性のある集落約630集落（平成17年内閣府調査）のうち、通信手段がない約350集落を対象として、被災状況をいち早く把握し、応急対策を迅速に進めるための通信機器配備を2009（平成21）年度に実施



しました。

今後は、集落内の情報収集体制の整備及び通信訓練の実施等を行うことにより、住民の安全・安心を守ります。

5 福祉を支える人材の確保と資質の向上

福祉サービスへのニーズが多様化・高度化する中、福祉・介護の労働市場においては、高い離職率と相まって常態的な人材不足が続いており、その人材確保が大きな課題となっています。

このような状況の中、住民の福祉ニーズに対応する適切なサービスを提供するため、福祉を担う人材の確保及び資質の向上に向けて、一層の取り組みに努めます。

(1) 福祉職場への就業促進

福祉職場への就業促進を図るため、県社会福祉協議会に設置されている和歌山県福祉保健研修人材センター（以下、「県研修人材センター」という。）と連携し、就職相談会や無料職業紹介（求人・求職の登録情報提供）の実施、求人情報紙の発行及び学校関係者等への情報提供に努めてきたところであり、今後も就業状況や社会情勢等を勘案しながら、一層効果的な事業の実施に努めます。

また、公共職業安定所（ハローワーク）、介護福祉士等養成施設及び関係機関との連携を強化することにより、効果的な就業促進を図ります。

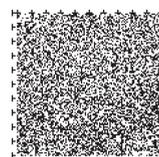
(2) 福祉人材の資質の向上・定着の促進

社会福祉を目的とする事業に従事する者への研修を行う県研修人材センター及び関係機関と連携して、福祉・介護職場の従事者に対して、その職種や経験等に応じた体系的な研修、時々のテーマに沿った研修及び資格取得等キャリアアップを支援するための研修を実施することにより、利用者本位の視点に立って多様化・高度化するニーズに対応できる人材の育成と定着を図ります。

(3) 福祉・介護人材確保対策

福祉・介護人材を確保するため、2009（平成21）年度から2011（平成23）年度までの3か年に集中して次の事業を実施することにより、多様な人材の就業と職場定着の促進に向けて、一層の取り組みに努めます。

ア 県研修人材センターに新たにキャリア支援専門員を配置し、個々の求職者にふさわしい職場を紹介するとともに、事業所や施設に対しては働きやすい職場づくりに向けた指導・助言等を行い、円滑な就業と職場定着を図ります。



- イ 介護分野への新規就職希望者に対して、介護職場で働きながら訪問介護養成研修2級課程（ヘルパー2級）の資格を取得するトライアル雇用の機会を提供し、円滑な就業を促進します。
- ウ 小規模事業所等が連携して実施する人材募集や職員研修を支援することにより、人材の確保及び職場定着の向上を図ります。
- エ 介護福祉士等修学資金貸付事業を実施し、若い人材の参入と定着を促進します。
- オ 福祉・介護の仕事への関心を促すために中高校生や学校教員等に対し、福祉の仕事の魅力などを伝え、相談助言を実施することにより、若い人材の参入を促進します。
- カ 資格を有しながら福祉・介護分野で就業していない潜在的有資格者に研修を実施することにより、その再就業を促します。
また、団塊の世代や主婦等の地域住民を対象にした研修を実施することにより、福祉職場への理解を促進するとともに、幅広い人材の参入を促進します。
- キ 福祉・介護の仕事に関心のある人を対象に、職場を体験する機会を提供し、体験者と事業者双方の求めるギャップを埋めることにより、円滑な就業を支援します。
- ク 介護福祉士等養成施設の教員が福祉・介護施設や事業所を巡回し、介護技術等に関する研修を実施することにより、福祉・介護職員のキャリアアップや資質の向上を図ります。

6 社会福祉事業の健全な発達のための基盤整備

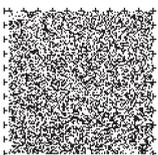
(1) 健全な事業運営の確保

県では、社会福祉法及び関係法令等の規定や基準に基づき、事業者や施設に対して指導監査を実施しています。その指導監査において、運営等に問題がある場合は改善指導を行うなど適正な指導に努めています。

今後も、監査職員の資質の向上を図るなど、利用者の立場に立った健全な事業運営の支援となるような指導監査に努めます。

(2) 福祉サービスの点検・評価

福祉サービス事業者が、現状サービスの水準や課題等の把握に努め、サービスの質の向上に結びつけていくことを促進するため、事業者が自己評価に取り組むことを促すとともに、公正中立な第三者機関が専門的かつ客観的な視点からサービス内容等を評価する



福祉サービス第三者評価を受審することを促進します。

また、その結果を公表することにより、利用者が適切なサービスを選択できるように支援します。

(3) 苦情解決の仕組みの整備

福祉サービスを利用することによって発生する苦情は、サービスの提供者と利用者が対等な立場に立ち、当事者間で解決することが望まれますが、それによる解決が困難なケースもあります。

そこで、公平・中立な機関である和歌山県運営適正化委員会が、当事者間では解決が困難な苦情を受け付け、適切に対応することにより、利用者の満足度の向上とともに虐待防止対策等を講じるなど、利用者の権利擁護や、よりよい福祉サービスの実現に向けた仕組みの整備に努めます。

(4) 経営指導・支援の充実

社会福祉施設の適正かつ安定的な経営と施設利用者に対する処遇の向上等をめざし、福祉サービスの提供者である社会福祉法人や社会福祉施設等に対して、助言などを行うとともに、弁護士・公認会計士・社会保険労務士・中小企業診断士の専門家による指導・援助等を実施し、施設運営の質的向上を図ります。

7 関連計画及び関連方針との連携

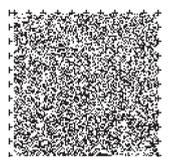
和歌山県地域福祉推進計画は、次の計画及び方針と連携を図りながら、地域福祉を推進するものです。

(1) 「わかやま長寿プラン」

「和歌山県老人福祉計画」と「和歌山県介護保険事業支援計画」を包括する当計画は、全国を上回る速さで高齢社会を迎える本県において、高齢者が地域で安心して暮らすことができ、たとえ介護や生活支援が必要になっても、社会全体で支え合う豊かな長寿社会をめざしています。その実現のため、高齢社会を巡る様々な課題に対して、県や市町村がめざすべき施策展開の方向を示しています。

(2) 「紀の国障害者プラン」

本県の障害者施策の基本方針を定める「和歌山県障害者計画」と障害福祉サービス等の必要見込み量やその確保のための方策を定める「和歌山県障害福祉計画」を包括する計画です。ノーマライゼーションの理念を実現し、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合いながら、障害のある人が自らの選択と決定の下に社会のあらゆる活動に参画し、生きがいをもてる社会の実現をめざしています。

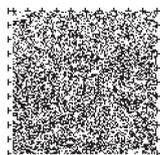


(3) 「紀州っ子元気プラン」(和歌山県次世代育成支援行動計画)

当計画では、子どもを持ちたい人が安心して子どもを産み育てることができる環境づくり、また次代を担う子どもたち一人ひとりが健やかに生まれ育つための環境づくりに取り組むための本県の方針として、2005(平成17)年3月に策定され、2010(平成22)年3月に改定を行います。

(4) 「和歌山県人権施策基本方針」

本県では、人権行政を県政の重要な柱と位置付け、すべての人の人権が尊重される平和で明るい社会の創造をめざして、総合的・計画的に施策を推進するため、その基本的な方向を示すものとして、当基本方針を2004(平成16)年8月に策定し、2009(平成21)年度において改定を行います。



第6章 市町村地域福祉計画の策定支援（ガイドライン）

～これからの福祉施策の共通理念「地域福祉」～

2000（平成12）年に改正された社会福祉法により、「地域福祉の推進」が基本理念に明確に位置付けられ、それを具体的実現する方策として、2003（平成15）年度から「市町村地域福祉計画の策定」に関する規定が盛り込まれました。

この規定は、地方公共団体の自治事務として位置付けられており、市町村が主体性を持って策定することが強く求められています。

地域を取り巻く環境が大きく変化していく中で、住民の多様な生活課題に対応するためには、住民、地域で活動する多様な組織、行政が地域の課題を共有し、その課題解決のために設定した共通の目標に向けて一体となって取り組んでいく必要があります。

このための方策が地域福祉計画であり、これからの市町村の福祉を方向づける意味合いをもつ計画になると考えられます。

また、地域福祉計画は、高齢人口比率が高い過疎地域や転入者が多い新興住宅地など、それぞれの特性に応じ、地域にある福祉課題や、同和問題などあらゆる人権問題解決の視点に立ち、住民の意見を反映した個性ある計画になることが期待されます。

1 計画策定の基本的留意事項

地域福祉計画は、社会福祉法に定められているとおり、住民参加により策定される計画であり、地域福祉に関する事項を総合的に定める計画であることから、策定に当たっては、次の事項に留意する必要があります。

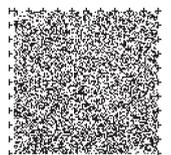
（1）計画の総合性

- 地域福祉計画は、社会福祉法に定める以下の事項及び要援護者支援方策（平成19年厚生労働省社会・援護局長通知）を盛り込み、市町村の地域福祉行政全体の施策の方向性や理念を示しながら、個別分野の施策をも補完できる総合的な計画とする必要があります。
 - ・ 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - ・ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - ・ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（2）住民の主体的参画（プロセス重視の計画）

- 地域福祉計画は、住民が主体的に参画することによる策定プロセスが重視された計画であることから、より多くの住民や地域で活動する多様な組織が計画策定の過程から主体的に参画できる体制をつくる必要があります。

このため、住民参画の必要性について広報等による周知を図るなど、住民の主体的



な参画が得られるよう意識啓発を行うことが重要です。

- また、地域社会とのつながりが薄れつつある子どもたちが、その構成員として地域に参加するような仕組み、さらに高齢者や障害のある人も含めた住民の誰もが地域の一員として社会参加し、地域福祉の担い手として活動できる仕組みづくりについても、取り組んでいく必要があります。

(3) 人権を尊重した地域福祉計画の策定

- 地域福祉を推進していくうえで、基本となるのは「一人ひとりの人権を尊重し、共に支え合う」という視点です。

社会福祉法においても、「人と人の差異や多様性を認め合い、誰もが排除されることのない、共に生き、互いに支え合う社会の実現（＝ソーシャル・インクルージョン）」を中心的な概念としており、地域において、様々な課題を抱える住民が増加する中で、その存在を認識し、地域の一員として、お互いの人権を尊重し、支え合っていくということが大切です。

地域福祉計画の策定に当たっても、個人の尊厳や人権の尊重を基本とし、同和問題、障害のある人、高齢者、子ども、女性などのあらゆる人権問題を解決していくという視点での計画づくりが重要です。

(4) 男女共同参画

- 男女共同参画は、社会のあらゆる分野で男女の平等を具体化する取組であり、性別にかかわらず一人ひとりが個性や能力を発揮できる環境を整えることにより、少子・高齢化をはじめとする社会の変化に対応し、多様で活力ある地域づくりをめざすものです。

地域福祉計画の策定に当たっても、男女が対等な構成員として地域の課題解決のための意思決定や活動する機会を持つことができるよう留意することが大切です。

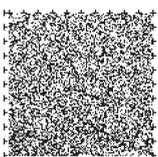
(5) 「新しい支え合い」ネットワークの構築

- 地域福祉活動は、支援を必要としている住民の生活課題を発見し、必要な支援につなげていくことであり、それを効果的に推進するためには、第4章の「新しい支え合い」ネットワークの構築が必要となります。

また、ネットワークによる地域福祉活動をうまく機能させ、継続させていくためには、それをコーディネートする機能が重要であることから、地域福祉計画の中に位置付けておくことが望まれます。

- 市町村社会福祉協議会は、相談支援活動やボランティア活動、福祉教育の推進をはじめ関係機関や施設等との連携、住民参加によるネットワークづくりを推進しています。

地域福祉計画の策定に当たっては、地域福祉を推進する重要なパートナーとして、社会福祉協議会の使命や今後の取組、連携のあり方を再確認する必要があります。



- 民生委員・児童委員は、住民に最も身近なところで生活課題等の相談・支援活動を行っており、住民の生活状態や必要とする福祉サービス等に関する様々な情報を把握しています。

地域福祉計画の策定に当たっては、策定組織への参画とともに、地域住民の福祉に対する理解と関心を高め、住民の意識を変えていく案内人として、積極的な連携が必要です。

(6) 適切な圏域の設定

- 地域福祉は、地域で生活する住民にしか見えない生活課題や、身近にいないければ早期発見できない課題に取り組むことになります。

このことから地域福祉活動は、その課題が発見できる「お互いに顔の見える圏域」を単位として行われる必要があり、それができるような圏域が自ずと地域福祉活動の圏域となります。

- 具体的な圏域は一概に決められるものではなく、それぞれの市町村や地域、あるいは考え方等により様々であり、小学校区や中学校区、自治会単位、歴史・文化等により一体性のある地域などが考えられます。

地域福祉計画において、住民が声をかけ合い、お互いに支え合うことができる適切な圏域を設定することが重要です。

(7) 地域資源の活用

- 地域福祉活動を安定的に継続していくためには、その「拠点となる場所」、そして「核となる人材」が必要となります。

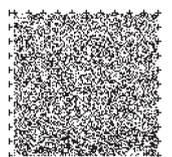
- 拠点の要件としては、住民がいつでも気軽に立ち寄り、集まることができることであり、それにより情報共有や関係者間の連携等が強化されることが期待されます。

拠点としては、公民館、集会所、社会福祉施設（特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、保育所、隣保館、児童館等）、学校の空き教室、空き店舗等、市町村内のあらゆる資源を再評価し、活用していくことが大切です。

例えば、隣保館については、1997（平成9）年の国の通知により、同和問題の解決という本来の目的を踏まえたうえで、第二種社会福祉事業を行う施設として位置付けられました。

2002（平成14）年には、地域社会の全体の中で、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う施設とする趣旨の国の通知があり、その役割は拡大しています。

今後の隣保館活用に当たっては、高齢者の介護予防や生きがいづくり事業はもちろんのこと、地域の実情にあった多様な事業展開を実施し、地域福祉の推進の拠点とし



て活用されることが望まれています。

このように制度改正等により施設運営の目的や実施事業等が拡大、変化している中で、地域福祉計画の策定に当たっても、地域資源を見直し、その活用を図っていくという視点が必要となります。

- 地域には、福祉に限らず様々な活動のノウハウを持つ人、社会貢献に意欲を持つ人、いろいろな技術や知識を持つ人など、多くの人材がいます。

地域福祉計画の策定に当たっては、このような住民を地域福祉推進のキーパーソンとして、その参画等を促していくことが望まれます。

(8) 計画の期間

- 地域福祉計画の期間は、他の関連計画との整合性を図ることが必要であることから、概ね5年とし3年で見直すことが適当です。

また、各市町村の基本計画・基本構想や、市町村社会福祉協議会の地域福祉活動計画との整合性も考慮する必要があります。

(9) 目標の設定・公表と情報提供

- 地域福祉の推進を具体化するうえで計画に掲げる個別施策については、計画の達成状況を住民に対して明らかにするためにも、できる限り客観的に判断できる目標を示すことが必要です。

また、計画の実施状況や目標に対する達成度が確認できるよう、計画の進行管理を含む評価体制を確保し、計画策定時から評価の手法等を検討しておく必要があります。

- 地域福祉計画の策定過程から、達成状況等については広報紙、回覧板、ホームページ等を活用し、住民にきめ細かく情報を提供することが大切です。

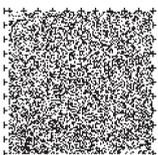
さらに、これらの方法を用いても情報が届かない場合もあることに十分留意し、様々な住民の声を反映した計画づくりを進める必要があります。

(10) 他の福祉計画との関係

- 地域福祉計画は高齢者・障害者・児童等の分野における計画と内容的に重なり合う部分がありますが、関連計画との整合性を図り、分野横断的な福祉課題への取組を進めていく必要があります。

(11) その他

- 地域福祉計画策定の目的等から考えて、市町村は、その策定の大部分を外部のコンサルタント会社等に委託するのではなく、住民とともに地域の特性を十分に考慮して策定することが大切です。



2 地域福祉計画の策定手順

地域福祉計画は、各市町村において、地域の実態や特性に応じて策定するものであり、一律に決めるものではありませんが、ひとつの例示として提案します。

(手順1) 策定体制の整備

- ・ 庁内組織の設置（プロジェクトチーム等）、計画策定委員会の設置
- ・ 住民、地域で活動する組織が主体となった地域福祉推進組織の設置

(手順2) 策定方針の決定

- ・ 理念の確認、地域福祉とは？
- ・ 計画の目的、性格、位置付けの確立、策定スケジュール

(手順3) 住民、地域で活動する組織への意識啓発

- ・ 住民懇談会、ワークショップ等の開催
- ・ 意欲ある人材の発掘
- ・ 情報の提供、「支え合い」意識の共有化、合意形成

(手順4) 実態把握と課題の抽出

- ・ 住民アンケートの実施、関係団体との意見交換
- ・ 住民懇談会から得られた課題の分析・還元
- ・ 既存の行政施策及び事業の評価と課題の把握
- ・ 市町村社会福祉協議会の事業状況と課題の把握
- ・ 民生委員・児童委員の活動状況と課題の把握
- ・ 地域で活動する組織の活動状況と課題の把握

(手順5) 計画で取り組むべき課題と方向性の明確化

- ・ 上記の過程で把握した情報の整理分析
- ・ 住民懇談会、策定委員会等により課題を共有

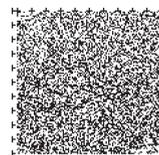
(手順6) 地域福祉計画の策定

(計画目標の決定)

- ・ 課題解決に向けた施策の推進方策の決定
- ・ 指標の抽出と数値目標の設定

(計画骨子の策定)

- ・ 施策体系の設定
- ・ 盛り込むべき施策の検討



(計画素案の策定)

- ・ 具体的な施策内容の検討
- ・ 住民、地域で活動する組織へのフィードバック

(計画の決定)

- ・ 素案をもとにパブリックコメントの実施、計画への反映
- ・ 計画の決定・公表

(手順7) 実行

- ・ 目標実現に向けた取組の推進

(手順8) 評価・見直し

- ・ 計画の進行管理 (進行管理 → 評価 → 見直し)

3 地域福祉計画の構成 (盛り込む事項の例示)

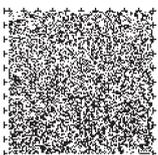
地域福祉計画は、各市町村の創意と独自性を活かした計画にするため、社会福祉法に定める住民参加等の手続きがとられ、計画に盛り込むべき事項が記載されていれば、どのような構成であってもいいのですが、一つの例示として提案します。

(1) 計画の理念、関係者の役割等

- 計画の理念、策定の趣旨、目的 (目標とする地域のすがた)
- 計画の性格と位置付け、地域福祉とは？
- 計画策定の経緯、計画期間
- 住民、地域で活動する組織及び行政の役割

(2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進

- 福祉サービスを必要とする住民に対する総合相談体制及び情報提供体制の整備
- 要援護者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの整備 (従事者の専門性・資質の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備等)
- サービス利用に結びついていない要援護者への対応 (孤立、虐待、ひきこもり、サービス利用拒否等の要援護者を発見し、支援に結びつける仕組み)
- 利用者の権利擁護システム利用のための方策 (福祉サービス利用援助事業〈日常生活自立支援事業〉、成年後見制度、苦情解決制度)
- サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保



(3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達

- 複雑多様化した生活課題を解決するため、多様なサービスの振興、参入促進及びこれらと公的サービスとの連携
- 福祉サービスと保健・医療サービスとの連携
- 福祉サービス提供者間のネットワークづくり
- 福祉専門職の育成、確保及び研修に関する施策

(4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進

- 住民の関心喚起、意識向上を促進するための方策
- 住民・地域で活動する組織の主体的参画の促進と連携
(新しい支え合いネットワークの構築)
- 住民・地域で活動する組織が行う地域福祉活動への支援
- 適切な圏域の設定、地域福祉拠点の整備、コーディネート機能の整備
- 地域福祉を推進する人材の養成
- 防災、まちづくり、教育、文化、スポーツ、コミュニティビジネス、社会起業家等、他分野と連携した総合的なコミュニティ施策の推進

(5) 災害時の要援護者支援に向けた取組

- 要援護者の把握
- 要援護者情報の共有方法
- 要援護者の支援方法（災害時の安否確認、避難支援）

(6) その地域で地域福祉を推進するうえで必要な事項

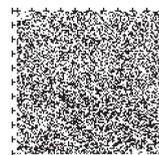
- 市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化
- 民生委員・児童委員等の活動強化
- 地域交通の確保
- バリアフリーのまちづくり、ユニバーサルデザインの視点

(7) 計画の進行管理

- 計画の進行管理と評価・見直し

(8) 資料編

- 計画策定委員会等の構成員、計画策定に携わった人々の紹介
- 計画策定委員会等の開催状況
- 住民懇談会やアンケート調査の結果
- その他関係資料、用語集等



4 地域福祉計画の策定事例

みなべ町地域福祉計画（平成20年8月策定）

(1) 基本理念 「みんなでつくる みんなのしあわせ」

(2) 計画の考え方

当計画は、「地域に暮らす誰もがしあわせな生活をおくれるように区民・団体・行政の役割と連携を明確にした、支え合う仕組みをつくる。」ために策定

(3) 策定にあたっての視点

- 希薄になった人と人との関係を区民とともに考え、新たな地域の輪をつくる。
- 必要な人に的確に支援が届く仕組みをつくる。
- 町民の社会福祉活動の更なる発展と充実のために人材を育成する。

(4) 計画の対象者

高齢者や障害のある人など支援を必要とする人やその家族だけでなく、「すべての人々」が対象

(5) 計画の構成（全域計画と地区別計画）

町内には34の自治会があるが、高齢化等の状況に違いがあり、地域資源等も異なるため、町全体を対象とした全域計画（住民と行政の協働）と、地区の状況に応じた地区別計画（圏域は5地区で、住民が主役となる。）を策定

(6) 策定における住民の参画

○ 町民アンケートの実施（813件を送付）

住 民 500件送付 回収は228件（回収率46%）

福祉関係者 313件送付 回収は219件（回収率70%）

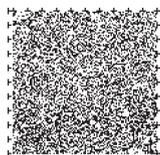
（福祉関係者：民生委員・児童委員、社会福祉協議会関係者、母子保健福祉委員、区長等）

○ 地区懇談会の実施（参加者総数262名）

基礎データ及び町民アンケート結果等を資料として、町内8カ所で実施した。

懇談会では、はじめに、みなべ町地域福祉計画策定委員会委員である和歌山大学の足立啓教授が地域福祉の理念等を参加者が共有できるよう説明を行った。

その後、難しく考えず、みんなで考えることを大切にしながら、本音で様々な内容について話し合うことできた。



○ 「地区で考えた地区の取り組み」を計画に掲載

- ア 8地区の地区懇談会で出された意見を分野毎に全町的にまとめ、自治会に報告。
それをもとにして、各自治会がこれからの取組を考えた。
- イ 各地区の課題に対し、地区で考えた地区の取組を決めた。

(具体例)

津波が心配 → 自主防災、防災婦人部、消防団の組織を強化
挨拶がなくなった。 → 大人も子どもも含めた「挨拶しよう運動」を推進

(7) 計画の実現に向けて

当計画は、住民と行政が協働して策定したものであるため、計画の取組や進捗状況についても、地域福祉推進会議等により住民の参加を得て評価し、検討していくことになっている。

(8) 策定経費

○ 平成18年度

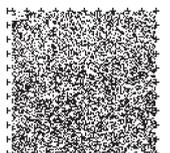
アンケート集計委託（和歌山大学）	191,000 円
住民懇談会運営謝金（和歌山大学）	80,000 円
策定委員会経費	77,000 円

○ 平成19年度

別冊資料編印刷経費	206,000 円
計画策定協力費（和歌山大学）	500,000 円
策定委員会開催経費	63,000 円

○ 平成20年度

計画書のコピー費	－ 円
----------	-----



参考資料

1 社会福祉法（一部抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を經營する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

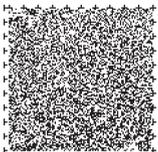
（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（都道府県地域福祉支援計画）

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必



要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 2 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 3 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

2 用語の解説

ア 行

ICT〈情報通信技術〉(Information and Communication Technology)

情報や通信に関連する技術の総称。従来から使用されている「IT」とほぼ同様の意味で用いられるもので、それに替わる表現として使われています。

(掲載ページ：21・29)

インフォーマルサービス

近隣住民、知人、ボランティアなどが行う手伝いや非公式な支援のことをいいます。

一方、フォーマルサービスは、法律などの制度に基づいた福祉や介護サービス等のことをいいます。

(掲載ページ：13・16)

NPO (Non-Profit Organization)

社会貢献活動を行う営利を目的としない住民主体の組織・団体をいいます。

また、NPO法人(特定非営利活動法人)とは、1998(平成10)年に施行された特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき法人格を取得したものです。

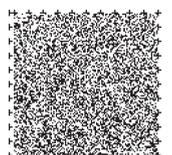
(掲載ページ：9・10・12・13・15・21・23・25・29・47)

カ 行

合計特殊出生率

その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むと仮定したときの子どもの数に相当します。

(掲載ページ：4)



コミュニティビジネス

地域が抱える課題解決のため、住民が主体的に地域の資源を活かしながら、ビジネス手法を用いて取り組むことであり、地域の人材、ノウハウや施設などを活用することにより、地域における新たな雇用の創出や住民の自己実現などを生み出し、地域の活性化に寄与するものと期待されています。

(掲載ページ：9・25・40)

サ行

災害時要援護者

災害が発生したとき、自らで安全な場所に避難することができないなど、災害時に支援を必要とする人をいいます。一般的には、高齢者、障害のある人、傷病者、妊産婦、乳幼児・児童、日本語がわからない外国人などがあげられます。

(掲載ページ：15・16・21・24・40)

社会起業家

社会への貢献を目的に、新しい発想とビジネス的手法を用いて、福祉、人権、環境や教育など地域課題の解決を図るために活動する人や組織のことをいいます。

(掲載ページ：9・40)

成年後見制度

認知症、知的障害や精神障害などによって判断能力が不十分な人を法律的に支援する制度です。本人の判断能力に応じ、家庭裁判所が成年後見人や保佐人等を選任し、本人に代わって財産管理や契約などの法律行為を行います。

(掲載ページ：21・27・28・39)

成年後見制度利用支援事業

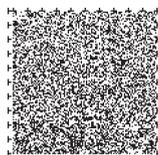
判断能力が不十分な人について、サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、市町村が行う成年後見制度の利用を支援する事業に対する国庫補助事業や交付金のことをいいます。

(掲載ページ：28)

ソーシャル・インクルージョン

社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書（厚生省社会・援護局 平成12年12月8日）で用いられた言葉。

イギリスやフランスなどのヨーロッパ諸国で社会福祉の再編に当たって、その基調とされている概念であり、貧困者、失業者、障害のある人やホームレスなどが社会から排除



されることなく、同じ社会の構成員として包み支え合い、共に生きる社会づくりをめざすという考え方をいいます。

(掲載ページ：21・22・35)

措置制度

福祉サービスを必要としている人に提供するサービスの種類や施設・事業者を行政が決定し、そのサービス提供を施設・事業者に委託する制度です。

(掲載ページ：7)

ナ 行

日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

社会福祉法上では「福祉サービス利用援助事業」に該当する事業です。認知症高齢者、知的障害や精神障害のある人など判断能力が不十分な人が地域で自立した生活を送ることを支援するため、社会福祉協議会が本人との契約により生活支援員を派遣し、福祉サービスの利用援助、日常的金銭の管理、年金書類等の保管などを行う事業です。

(掲載ページ：27・39)

ニート

非労働人口のうち、15歳から34歳までの通学も家事もしていない人のことをいいます。

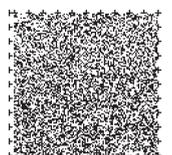
(掲載ページ：27)

ノーマライゼーション

障害のある人となない人が、地域の中で同様に生活できる環境を整備し、共に生きる社会が当たり前の社会であるという考え方をいいます。

この考え方は、障害者福祉だけにとどまらず、地域福祉を推進するうえにおいても、その果たす役割は大きくなっています。

(掲載ページ：21・22・32)



ハ 行

バリアフリー

高齢者や障害のある人などが社会生活をしていくうえで、障壁（バリア）となるものを除去するという意味です。もともとは、段差等の物理的障壁の除去のことでしたが、近年では、社会的、制度的、心理的等の、高齢者や障害のある人などの社会参加を困難にしているすべての障壁に対して用いられます。

(掲載ページ：40)

ひきこもり

様々な要因によって社会的な参加の場がせばまり、仕事や学校など自宅以外での生活の場が長い期間失われている状態をいいます。

また、「社会的ひきこもり」とは、そのうち統合失調症等の精神疾患等が第一の原因であるとは考えにくいものをいいます。

(掲載ページ：1・21・27)

法人後見

成年後見制度において、社会福祉法人等の団体が後見人等になることをいいます。

(掲載ページ：17・28)

福祉有償運送

道路運送法に基づく自家用有償旅客運送の一つで、タクシー等の公共交通機関を使用して移動することが困難な要介護者、身体障害のある人などに対して、NPO法人や社会福祉法人等の非営利法人が、営利とは認められない範囲の対価により、自家用自動車を使用して当該法人の会員に対して行う個別の輸送サービスです。

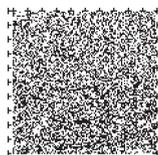
(掲載ページ：29)

ヤ 行

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、能力等にかかわらず、はじめから誰もが利用しやすいように施設、環境、製品、情報などをデザインしようとする考え方です。

(掲載ページ：40)



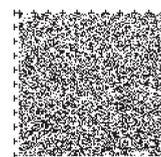
3 和歌山県地域福祉推進委員会 委員名簿

(委員は50音順・敬称略)

	氏 名	任期期間中の主な役職等
委員長	川 口 富士夫	みなべ町社会福祉協議会 事務局長
副委員長	北 出 賀江子	和歌山県ボランティア連絡協議会 会長 (H20.9.9から副委員長)
	鶴 谷 勇 次	和歌山県社会福祉協議会 (H20.7.31退任)
委 員	赤 木 健 二	和歌山市平井文化会館 館長
	池 田 清 郎	NPO法人ヒューマンライツわかやま 理事
	太 田 作 也	和歌山県社会福祉協議会 地域福祉部長 (H20.8.1就任)
	桑 原 義 登	相愛大学人文学部人間心理学科 教授
	笹 尾 恭 子	NPO法人ハッピーボックス 代表理事
	丹 下 一 子	和歌山県民生委員・児童委員協議会 副会長
	中 村 榮 一	和歌山県老人クラブ連合会 会長 (H21.7.31退任)
	遠 藤 吉 貞	和歌山県老人クラブ連合会 副会長 (H21.8.1就任)
	野 嶋 廣 子	NPOあらんな委員、和歌山市議会議員
	橋 爪 純 子	海南市社会福祉協議会 主任
	廣 井 崇 史	田辺市福祉課 参事 (H21.5.31退任)
	寺 本 雅 信	田辺市福祉課 課長 (H21.6.1就任)
	松 本 千 賀 子	NPO法人Com子育て環境デザインルーム 理事長
	南 方 章 夫	和歌山県身体障害者連盟 会長 (H21.9.14退任)
	吉 田 喜 代 司	和歌山県身体障害者連盟 会長 (H21.9.15就任)
山 田 和 毅	やまだ胃腸クリニック 院長	
湯 上 ひとみ	紀美野町保健福祉課 課長補佐	

〈策定の経過〉

平成20年 9月 9日	平成20年度 第1回県地域福祉推進委員会
平成21年 3月25日	平成20年度 第2回県地域福祉推進委員会
平成21年10月 2日	平成21年度 第1回県地域福祉推進委員会
平成21年11月10日	平成21年度 第2回県地域福祉推進委員会
平成21年12月24日	パブリックコメントの実施 (平成22年1月22日まで)
平成22年 2月17日	平成21年度 第3回県地域福祉推進委員会



4 和歌山県地域福祉推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 地域福祉の推進を図るため、和歌山県地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 「和歌山県地域福祉推進計画」の進行管理に関すること。
- (2) 「和歌山県地域福祉推進計画」の見直しに関すること。
- (3) 市町村における「地域福祉計画」の策定支援に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、和歌山県地域福祉推進計画及び市町村地域福祉計画に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員の任期は、平成22年3月31日までとし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となる。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

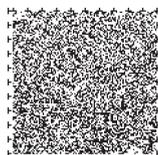
第6条 委員会の庶務は、県福祉保健部福祉保健政策局福祉保健総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議で諮って知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年10月20日から施行する。
- 2 和歌山県地域福祉支援計画検討委員会設置要綱(平成14年11月1日制定)は、廃止する。





和歌山県

和歌山県地域福祉推進計画〈改定版〉

(平成22年3月)

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局福祉保健総務課

〒640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話 073-441-2472

FAX 073-425-6560

県ホームページ <http://www.pref.wakayama.lg.jp>

